

別添参考資料

第 4 回 岩 国 地 域 8 市 町 村 合 併 協 議 会

関 係 資 料

【目 次】

○ 合併協定項目 1 8 「国民健康保険事業の取扱い」

(1)	国民健康保険料（税）	1
(2)	出産育児一時金及び葬祭費給付事業	8
(3)	国民健康保険保健事業	9

○ 合併協定項目 1 9 「介護保険事業の取扱い」

(1)	介護保険料	1 3
(2)	介護保険給付事業	1 6

○ 合併協定項目 2 1 「使用料、手数料等の取扱い」

(1)	施設使用料	1 7
(2)	戸籍・住民基本台帳等関係手数料	1 9
(3)	税務関係手数料	2 0
(4)	医療機関文書料等	2 1
(5)	生活環境関係手数料	2 2
(6)	都市開発関係手数料	2 3
(7)	水道事業関係手数料	2 6
(8)	簡易水道事業関係手数料	2 7
(9)	下水道事業関係手数料	2 8
(10)	その他の手数料	2 9

○ 合併協定項目 2 2 「補助金、交付金等の取扱い」

(1)	総合政策関係補助金	3 1
(2)	総務関係補助金	3 3
(3)	税務関係補助金	3 4
(4)	人権関係補助金	3 5
(5)	社会関係補助金	3 6

(6)	高齢障害関係補助金	4 2
(7)	児童家庭関係補助金	4 8
(8)	健康管理関係補助金	5 1
(9)	生活環境関係補助金	5 2
(10)	農林関係補助金	5 4
(11)	商工観光関係補助金	5 7
(12)	都市計画関係補助金	5 9
(13)	小・中学校、幼稚園関係補助金	6 0
(14)	社会教育・文化財関係補助金	6 2
(15)	スポーツ関係補助金	6 4
(16)	水道関係補助金	6 6
(17)	財団等関係補助金	6 7

○ 合併協定項目 2 3 「各種事務事業の取扱い」

2 3－1 0「水道関係事業」

(1)	水道料金	6 8
(2)	水道加入金	6 9
(3)	簡易水道料金	7 0
(4)	簡易水道加入金	7 4

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険料(税)	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

各自治体の現況

1 賦課形態の状況<<平成16年度>>

保険料として取扱う市町村 岩国市

保険税として取扱う市町村 由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町

2 賦課方式<<平成16年度>>

医療分 4方式⇒8市町村

介護分 4方式⇒岩国市・由宇町・玖珂町・周東町・錦町・美川町、3方式⇒本郷村、2方式⇒美和町

3 保険料(税)率の推移(単位:所得割・資産割⇒%、均等割額・平等割額・限度額⇒円)

<<岩国市>>

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	7.30	19.00	26,520	25,080	530,000	0.83	3.00	4,920	3,000	70,000
15年度	7.30	19.00	26,400	24,000	530,000	0.83	3.00	4,920	3,000	80,000
16年度	7.30	19.00	24,840	22,560	530,000	1.00	4.00	5,400	3,480	80,000

<<由宇町>>

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	6.30	14.00	20,200	22,000	530,000	1.00	3.00	6,400	3,400	70,000
15年度	6.30	14.00	20,200	22,000	530,000	1.00	3.00	6,400	3,400	80,000
16年度	6.80	14.00	21,800	22,800	530,000	1.60	3.00	6,400	3,400	80,000

<<本郷村>>

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	8.80	67.00	17,000	20,000	530,000	1.40	-	6,100	5,100	70,000
15年度	8.80	67.00	17,000	20,000	530,000	1.70	-	7,500	6,500	80,000
16年度	9.00	67.00	15,000	16,500	530,000	1.70	-	7,500	6,500	80,000

<<周東町>>

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	8.00	50.00	17,500	18,500	530,000	1.00	6.50	4,200	4,800	70,000
15年度	8.00	50.00	17,500	18,500	530,000	1.00	6.50	4,200	4,800	80,000
16年度	7.80	35.00	22,000	23,000	530,000	1.00	6.50	4,200	4,800	80,000

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険料(税)	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

各自治体の現況

＜＜錦町＞＞

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	7.70	40.00	21,000	23,000	530,000	0.50	5.00	6,000	6,000	70,000
15年度	7.70	40.00	21,000	23,000	530,000	0.50	5.00	6,000	6,000	80,000
16年度	7.70	40.00	21,000	23,000	530,000	0.50	5.00	6,000	6,000	80,000

＜＜美川町＞＞

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	6.40	60.00	20,500	21,000	530,000	0.90	11.00	5,100	4,000	70,000
15年度	6.40	60.00	20,500	21,000	530,000	0.90	11.00	5,100	4,000	80,000
16年度	6.40	60.00	20,500	21,000	530,000	0.90	11.00	5,100	4,000	80,000

＜＜美和町＞＞

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	6.60	55.00	25,000	22,000	530,000	1.00	-	9,000	-	70,000
15年度	6.60	30.00	24,000	21,000	530,000	1.00	-	9,000	-	80,000
16年度	7.20	30.00	20,000	16,000	530,000	1.00	-	9,000	-	80,000

＜＜玖珂町＞＞

	医療分					介護分				
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	限度額
14年度	5.30	23.00	21,700	24,300	530,000	0.73	6.20	5,400	3,600	70,000
15年度	5.30	23.00	21,700	24,300	530,000	0.73	6.20	5,400	3,600	80,000
16年度	6.10	30.00	24,300	26,700	530,000	1.20	6.20	6,600	4,500	80,000

4 賦課割合の状況＜＜平成16年度＞＞(単位:%)

	医療分							介護分						
	応能割	(所得割)	(資産割)	応益割	(均等割)	(平等割)	軽減状況	応能割	(所得割)	(資産割)	応益割	(均等割)	(平等割)	軽減状況
岩国市	55.0	47.0	8.0	45.0	30.0	15.0	2・5・7割	55.0	47.0	8.0	45.0	30.0	15.0	2・5・7割
由宇町	51.2	46.9	4.3	48.8	30.0	18.8	2・5・7割	52.0	48.5	3.5	48.0	34.0	14.0	2・5・7割
本郷村	47.0	34.6	12.4	53.0	30.7	22.3	2・5・7割	30.3	30.3	-	69.7	40.8	28.9	2・5・7割
周東町	51.2	42.6	8.6	48.8	30.5	18.3	2・5・7割	54.0	45.1	8.9	46.0	24.7	21.3	2・5・7割
錦町	44.3	37.7	6.6	55.7	33.3	22.4	2・5・7割	33.9	30.1	3.8	66.1	36.9	29.2	2・5・7割
美川町	45.4	37.9	7.5	54.6	32.9	21.7	2・5・7割	50.7	44.9	5.8	49.3	30.5	18.8	2・5・7割
美和町	51.9	43.1	8.8	48.1	33.3	14.8	2・5・7割	44.6	44.6	-	55.4	55.4	-	2・5・7割
玖珂町	50.4	41.6	8.8	49.6	30.7	18.9	2・5・7割	54.5	46.9	7.6	45.5	29.9	15.6	2・5・7割

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険料(税)	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

各自治体の現況

5 納期の状況

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
	10回	8回	10回	8回	5回	4回	8回	10回
6月	○		○	○				○
7月	○	○	○	○		○		○
8月	○	○	○	○	○		○	○
9月	○	○	○	○		○	○	○
10月	○	○	○	○	○		○	○
11月	○	○	○	○		○	○	○
12月	○	○	○	○	○		○	○
1月	○	○	○	○		○	○	○
2月	○	○	○		○		○	○
3月	○		○		○		○	○

＜軽減制度の状況＞

所得区分	「33万円」以下	「33万円」超「33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）」以下	「33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）」超「33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者数）」以下
応益割合			
35%未満	5割※	3割※	
35～45%未満	6割	4割	
45～55%未満	7割	5割	2割
55%以上	6割	4割	

※は、当分の間、「5割、3割」を「6割、4割」とすることができる。

6 国民健康保険基金の推移(単位:千円)

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	合計
13年度末	388,729	100,549	72,191	17,866	100,697	12,513	114,807	14,457	821,809
14年度末	389,000	97,561	77,921	17,877	100,699	12,513	144,892	13,971	854,434
15年度末	419,273	41,311	77,921	17,885	50,701	12,513	160,000	300	779,904

7 翌年度繰越額の推移(単位:千円)

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	合計
14年度への繰越額	169,775	63,955	26,642	32,852	72,221	38,381	95,314	23,772	522,912
15年度への繰越額	270,180	24,076	11,835	43,076	62,981	35,799	107,773	35,843	591,563
16年度への繰越額	213,914	50,289	23,153	41,926	56,288	32,790	25,696	7,008	451,064

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険料(税)	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
1 賦課形態について 「保険料」と「保険税」の2種類となっている。 ＜法的な相違＞ (1) 時効 徴収権及び還付請求権の消滅時効時期が異なる。 税の場合 5年 料の場合 2年 (2) 遡及賦課 税の場合 原則3年(減額5年・不正7年) 料の場合 2年 (3) 徴収権の優先順位 税の場合:国税、他の地方税と同順位である。 料の場合:国税及び地方税に次ぐ。 ＜その他＞ (1) 保険税の場合、税率は条例で定める必要がある。 保険料の場合、料率の算定方法を条例に規定し、料率は告示でよい。 ※ 保険の技術を用いた社会保障制度として、保険である限り「保険料」によることが望ましいとされている。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市)の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	岩国市の例により、「保険料」とする。 ただし、新市移行前、保険税として取り扱ったものについては、新市移行後も、従来どおり税の取り扱いとする。
2 賦課方式について 医療分:全市町村が4方式を採用 介護分:4方式 岩国市・由宇町・玖珂町・周東町・錦町・美川町 3方式 本郷村 2方式 美和町 医療分については、8市町村が4方式となっているが、介護分については、各市町村に相違がある。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 (◎) 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	平成17年度の保険料(税)の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険料(税)	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

問 題 点・課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
3 賦課割合について 医療分の応益割合は45.0%～55.7%、介護分の応益割合は45.0%～69.7%で相違がある。 受益は、被保険者皆同じであることから、保険料についても応益割合(均等割・平等割)を高め、被保険者間の負担の公平を図る(平準化)必要がある。 急激な負担増とならないよう、特に軽減該当周辺の所得層の世帯に配慮する必要がある。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 (◎) 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	平準化方式を採用することとし、応益割合(均等割・平等割)が45%以上55%未満となるよう調整する。
4 保険料率について 各市町村で保険料(税)率が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 (◎) 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	合併日以降最初の賦課期日をもって、統一する。 ただし、医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国民健康保険基金を財源として、5年間で限度に段階的な調整を行う。
5 納期について 各市町村で納期が異なる。 回数が多くなれば1回当たりの負担が軽減される。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市・玖珂町・本郷村)の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	納期が多くなれば、1回当たりの負担も軽減されることから、岩国市・玖珂町・本郷村の例により10回とする。

国民健康保険料（税）の取扱いにかかる調整方針の変更提案について

＜変更提案の趣旨＞

国民健康保険料（税）は、毎年の医療費の動向や所得状況などにより大きく左右されるものではあるが、国保会計の収支バランスをとりながら、住民負担にできるだけ影響が生じないように設定を行う必要がある。

8市町村においては、国保財政の運営状況を勘案して、平成16年度に保険料（税）率を改定した市町村があるが、平成17年度においても、その改定を予定している市町村がみられる。

新年度において料（税）率改定が実施されれば、平成16年度シミュレーション結果に大きな変動が生じる可能性も見込まれるため、賦課方式、不均一賦課対象市町村及びその期間の具体的な決定については、合併日直近となる平成17年度シミュレーション結果に基づいて行うことが適切であるとする。

なお、賦課方式については、資産割を除く3方式導入が全国的に顕著となっていることもあり、その導入も視野に入れ、あわせて検討を行うものとする。

A. 国民健康保険料（税）の調整方針の変更案について

- 賦課方式 ⇒ 平成17年度の保険料（税）の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する。
- 保険料率 ⇒ 合併日以降最初の賦課期日をもって、統一する。
ただし、医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国民健康保険基金を財源として、5年間で限度に段階的な調整を行う。

B. 変更提案の概要について

【1】平成16年度における主な料（税）率の改定

料（税）率の引下げ・・・岩国市・本郷村・美和町
税率の引上げ・・・由宇町・玖珂町
保険税の平準化・・・周東町

【2】玖珂町を含めた、平成16年度シミュレーション結果

＜医療分＞（統一した場合の1世帯当たり平均保険料と現行保険料との差額）

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
平成15年度シミュレーション （4方式／46:8:29:17）	-1,174 円	16,732 円	-2,428 円	-3,244 円	-1,189 円	6,516 円	3,545 円	－円
平成16年度シミュレーション （3方式／52:0:31:17）	-1,815 円	11,184 円	424 円	-2,249 円	-305 円	9,401 円	7,872 円	5,984 円
平成16年度シミュレーション （4方式／46:6:31:17）	-542 円	9,223 円	-373 円	-4,239 円	-1,851 円	5,735 円	6,782 円	3,726 円

＜介護分＞（統一した場合の1世帯当たり平均保険料と現行保険料との差額）

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
平成15年度シミュレーション （4方式／46:8:29:17）	884 円	-2,643 円	-7,867 円	-2,907 円	250 円	-1,809 円	-1,821 円	－円
平成16年度シミュレーション （3方式／52:0:31:17）	548 円	-4,627 円	-5,549 円	525 円	3,243 円	1,966 円	1,152 円	-3,555 円
平成16年度シミュレーション （4方式／46:6:31:17）	802 円	-4,882 円	-5,614 円	383 円	2,718 円	1,104 円	818 円	-3,668 円

《参考》

【1】 4方式導入にかかる主なデメリット

〔1〕 所得を生じない固定資産に対する保険料賦課への負担感

住民には、固定資産税のほかに二重に課税されているとの意識もあり、総じて加入者の負担感が大きい。

〔2〕 軽減制度の未適用

応能割（所得割・資産割）には保険料の軽減制度の適用がないため、低所得者層の負担が大きい。

〔3〕 新市拡大に伴う負担増加

資産割は、居住している自治体の固定資産税（土地・家屋）のみに賦課されているため、現在、居住している自治体以外の複数の市町村に固定資産を有している場合、新市移行後、保険料の重税感が増す。

〔4〕 資産割賦課のためのデータ整備上の課題

共有持分、家督相続など、固定資産側のデータ整備の事務量が莫大必要となるとともに、国保側でも、データを受領してからの資産割の取り込みや検収作業事務に過大な負担が生じる。

【2】 3方式導入にかかるメリット

〔1〕 4方式導入のデメリットの解消

上記の解消が見込まれるほか、とりわけ、資産を有する割合が比較的高い高齢者層で、年金等収入が限られている世帯にとっては、負担の軽減につながる。

〔2〕 保険料増額世帯割合の変化（医療分）

4方式と比較した場合、ほぼ全ての世帯で増額となっていた由宇町（98.91%→48.45%）、美和町（98.40%→67.41%）においては、増額世帯割合が減少する。

〔3〕 所要経費の低減

合併後に4方式から3方式に移行すれば、その時点で、新たな経費が必要となるが、合併時の3方式導入は、合併に伴う統合経費全体の中で処理することが可能となり、総合的にシステム開発経費の低減に寄与する。

【3】 他市町村における賦課方式の状況

〔1〕 3方式の導入自治体（合併後の予定も含む。）

周南市、宇部市、柳井地域、県央部、小野田地域、下関地域、防府市、下松市、和木町

※合併前、徳山市・新南陽市は、4方式。柳井市も現時点では4方式。

〔2〕 合併後における導入の割合

岩国地域が4方式を導入した場合 ⇒ 県内の69.9%が3方式に。

岩国地域が3方式を導入した場合 ⇒ 県内の81.1%が3方式に。

事務事業等比較検討票

事務事業名	出産育児一時金及び葬祭費給付事業	部 会 名	健康福祉
-------	------------------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況

1. 出産育児一時金(平成 14 年度)

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	合計
1件当たりの給付額	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	—
件数	177 人	8 人	1 人	27 人	1 人	0 人	6 人	15 人	235 人
決算額	53,100,000 円	2,400,000 円	300,000 円	8,100,000 円	300,000 円	0 円	1,800,000 円	4,500,000 円	70,500,000 円

2. 葬祭費(平成 14 年度)

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	合計
1件当たりの給付額	50,000 円	30,000 円	15,000 円	15,000 円	10,000 円	11,000 円	10,000 円	20,000 円	—
件数	630 人	74 人	15 人	153 人	52 人	26 人	39 人	81 人	1,070 人
決算額	31,500,000 円	2,220,000 円	225,000 円	2,295,000 円	520,000 円	286,000 円	390,000 円	1,620,000 円	39,056,000 円

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
《出産育児一時金》 1件当たりの給付額が、8市町村とも同額であり、調整の必要なし。	《出産育児一時金》 (◎) 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	
《葬祭費》 1件当たりの給付額が、10,000～50,000 円で差異がみられる。 (参考) 県内 13 市の状況 70,000 円 1 市 50,000 円 6 市 40,000 円 6 市	《葬祭費》 () 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	《葬祭費》 岩国市の例により、50,000 円とする。

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険保健事業	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

各自治体の現況								
平成14年度事業実績								
	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
1. 人間ドック事業	事業費 11,856 千円 受診者数 287 人 対象者 35才以上 ※費用額の90%を補助(70才以上は100%を補助)	—	—	事業費 1,061 千円 受診者数 39 人 対象者 40 才以上 ※費用額の 70%を自治体が補助	—	—	—	事業費 1,259 千円 受診者数 36 人 対象者 40/45/50/55/60 歳の節目を迎える方 ※費用額の 90%を補助
2. 基本健康診査	—	事業費 409 千円 受診者数 46 人 対象者 18～39 才 自己負担 1,000 円	事業費 220 千円 受診者数 32 人 対象者 30～39 才 自己負担なし	—	事業費 165 千円 受診者数 16 人 対象者 男性40才未満 女性 40 才未満 自己負担 100 円	事業費 98 千円 受診者数 30 人 対象者 18～39 才 自己負担なし	—	—
3. 腹部超音波検診	—	—	—	—	—	事業費 871 千円 受診者数 377 人 対象者 18 才以上 自己負担なし	—	—
4. 基本健診・がん検診負担金助成	—	—	—	事業費 465 千円 対象者 1,550 人 助成額 300 円 ※老人保健対象者は除く	—	—	—	—
5. 胃ガン検診	—	—	事業費 9 千円 受診者数 2 人 対象者 30～39 才 自己負担 500 円	—	—	—	—	—
6. 大腸ガン検診	—	—	事業費 2 千円 受診者数 1 人 対象者 30～39 才 自己負担 300 円	—	—	—	—	—
7. 肺ガン検診	—	—	事業費 17 千円 受診者数 33 人 対象者 30～39 才 自己負担なし	—	—	—	—	—
8. はり・きゅうの補助	事業費 16,106 千円 受診者数 2,924 人 対象者 全被保険者 交付枚数 1 月 10 回 (1日1回) ※費用額の 70%を補助	—	—	—	—	—	—	—

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険保健事業	部会名	健康福祉
-------	------------	-----	------

各自治体の現況								
平成14年度事業実績								
	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
9. 国保優良世帯表彰	—	事業費 55 千円 5 年表彰 10,000 円 (対象 0 世帯) 2 年表彰 5,000 円 (対象 11 世帯)	—	事業費 131 千円 対象 50 世帯 ※2 年以上無受診で完納 世帯が対象(10 年 1 万 円、3 年 3 千円、2 年 2 千円)	事業費 176 千円 対象 38 世帯 ※前年度1年間無受診世帯 (5～7 千円)	事業費 47 千円 対象 17 世帯 ※1年間無受診で完納者に 対し、賞品を支給	—	事業費 156 千円 対象者 39 世帯 ※2 年間無受診で、所得 申告・保険税完納世 帯が対象
10. 総合データバンク事業	—	事業費 5,000 千円 ※健康診査などのデータ 入力(保守・開発)	—	—	事業費 6,410 千円 ※保守管理委託料 1,160 千 円 健診判定支援システム 5,250 千円 ※平成15年度からは、保守 点検料のみ 1,466 千円	—	—	—
11. インフルエンザ予防接 種	—	事業費 607 千円 受診者数 151 人 対象 65～69 才 自己負担 1,500 円	—	—	—	—	—	—
12. 健康カレンダー	—	事業費 470 千円 部数 3,800 部	—	事業費 289 千円 部数 1,100 部	—	—	—	—
13. ゆうたん健康講座	—	事業費 317 千円 ※講師謝礼	—	—	—	—	—	—
14. ふれあいロードレース	—	事業費 147 千円 ※参加賞など賞品代	—	—	—	—	—	—
15. 銭壺山ハイキング	—	事業費 96 千円 ※賞品代	—	—	—	—	—	—
16. 食生活推進協議会活 動謝礼	—	事業費 100 千円	—	事業費 30 千円	—	—	—	—
17. 母子健康推進協議会 活動謝礼	—	—	—	事業費 20 千円	—	—	—	—
18. 保健地域推進員活動 費助成	—	—	—	—	—	—	事業費 1,000 千円	—
19. 幼児の歯の検診医師 謝礼等	—	—	—	事業費 138 千円 ※医師謝礼、送迎用車代	—	—	—	—
20. 良い歯の幼児表彰記 念品代	—	—	—	事業費 68 千円 受給者数 209 人 ※公・私立保育所、幼稚 園が対象	—	—	—	—
21. ゲートボール参加賞	—	—	—	—	—	事業費 44 千円	—	—
22. グランドゴルフ参加賞	—	—	—	—	—	事業費 100 千円	—	—

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険保健事業	部 会 名	健康福祉
-------	------------	-------	------

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容										
1 人間ドック・健康診査・がん検診事業について (1) 各市町村で独自の事業が実施されている。 <table><tr><td>人間ドック事業</td><td>岩国市・玖珂町・周東町</td></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>由宇町・本郷村・錦町・美川町</td></tr><tr><td>腹部超音波検診</td><td>美川町</td></tr><tr><td>基本健診・がん検診負担金助成</td><td>周東町</td></tr><tr><td>胃がん、大腸がん、肺がん検診</td><td>本郷村</td></tr></table> (2) 検査項目、対象年齢、自己負担額が各市町村によって異なる。 また、70歳以上の住民に対しては、国保事業として100%補助しているが、老人医療適用年齢の引き上げに伴い、75歳以上に引き上げる検討を要する。 (3) 自己負担金のうち、人間ドック事業分については、医療費と同様な3割負担の検討を要する。	人間ドック事業	岩国市・玖珂町・周東町	基本健康診査	由宇町・本郷村・錦町・美川町	腹部超音波検診	美川町	基本健診・がん検診負担金助成	周東町	胃がん、大腸がん、肺がん検診	本郷村	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市)の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	1. 岩国市の例により、人間ドック事業を新市全体で実施することとし、検査項目については、合併時に費用対効果を考えて調整する。 (1) 5町村が実施している健康診査・がん検診については、人間ドック事業に集約する。 (2) 検査項目については、胃カメラ、大腸内視鏡検査を加え選択制とし、新市移行時に、腹部超音波検診を含め検討する。 2. 対象年齢については、35歳以上とする。 3. 自己負担金については、現行の1割を継続することが望ましいが、新市になり、経費が増大するようであれば、国保の財政状況を勘案して負担額を引き上げることも検討する。
人間ドック事業	岩国市・玖珂町・周東町											
基本健康診査	由宇町・本郷村・錦町・美川町											
腹部超音波検診	美川町											
基本健診・がん検診負担金助成	周東町											
胃がん、大腸がん、肺がん検診	本郷村											
2 はり・きゅうの補助について 岩国市のみが実施している。 由宇町・玖珂町・周東町は一般会計で実施している。 《岩国市の制度概要》 はり・きゅうの施術を希望する人に、「はり・きゅう券」の交付し、指定したはり・きゅう施設で施術を受けることができる。 1回当たり次の費用額の70%を補助する。 被保険者1人につき1日1回とし月10回まで <table><tr><td>はり・きゅう</td><td>1術</td><td>1,190 円 (初回のみ 2,300 円)</td></tr><tr><td>はり・きゅう併用</td><td>2術</td><td>1,490 円 (初回のみ 2,650 円)</td></tr></table>	はり・きゅう	1術	1,190 円 (初回のみ 2,300 円)	はり・きゅう併用	2術	1,490 円 (初回のみ 2,650 円)	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市)の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	岩国市の例による。				
はり・きゅう	1術	1,190 円 (初回のみ 2,300 円)										
はり・きゅう併用	2術	1,490 円 (初回のみ 2,650 円)										
3 国保優良世帯表彰について 由宇町・玖珂町・周東町・錦町・美川町が実施しているが、表彰の基準には相違がある。 岩国市は平成12年度、美和町は平成14 年度、本郷村は以前から廃止している。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	表彰を受けるため、受診を我慢し病状が悪化する事例もある等、問題点もみられることから、合併時に廃止し、経費については人間ドック事業等の予防事業に充当する。										

事務事業等比較検討票

事務事業名	国民健康保険保健事業	部 会 名	健康福祉
-------	------------	-------	------

問 題 点・課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
4 総合データバンク事業について (1) 各市町村で実施状況が異なる。 由宇町・錦町 国民健康保険特別会計で実施 周東町・美和町 一般会計で実施 岩国市 国民健康保険特別会計が、人間ドック事業の健診結果を医療機関より受領している。(平成 15 年度以降) (2) 合併後のデータ管理についての検討を要する。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	岩国市は保健センターのシステムにより一般会計で実施していることから、現時点において町村で稼働しているシステムを統合し、データ管理を行うこととし、国保事業としては合併時に廃止する。
5 その他の保健事業について ・インフルエンザ予防接種 (由宇町) ・健康カレンダー (由宇町・周東町) ・ゆうたん健康講座・ふれあいロードレース・銭壺山ハイキング (由宇町) ・食生活推進協議会活動謝礼 (由宇町・周東町) ・母子健康推進協議会活動謝礼 (周東町) ・保健地域推進委員活動費助成 (美和町) ・幼児の歯の検診医師謝礼等・良い歯の幼児表彰記念品代 (周東町) ・ゲートボール参加賞 (美川町) ・グランドゴルフ参加賞 (美川町)	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	合併時に廃止し、経費については人間ドック事業等の予防事業に充当する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	介護保険料	部会名	健康福祉
-------	-------	-----	------

各自治体の現況

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
第1号被保険者(65歳以上の人数) (平成16年3月末)	24,229人	2,450人	601人	4,130人	1,786人	815人	1,798人	2,598人
第2期事業運営期間(平成15～17年度)の保険料	基準額月額 3,540円	基準額月額 2,880円	基準額月額 3,880円	基準額月額 4,450円	基準額月額 3,200円	基準額月額 3,997円	基準額月額 3,800円	基準額月額 2,916円
所得別段階の階層数	5段階	5段階	5段階	5段階	5段階	5段階	5段階	5段階
保険料の独自減免	第2段階に該当するもの(預貯金の保有額100万円以下、等)のうち、低所得者について第1段階の保険料と同額まで減額する。 平成15年4月実施。	第2段階に該当するものうち、低所得者について第1段階の保険料と同額まで減額する。 平成13年度より実施。	独自減免は行なっていない。	第2段階に該当するものうち、低所得者について第1段階の保険料と同額まで減額する。 平成15年4月実施。	独自減免は行なっていない。	独自減免は行なっていない。	独自減免は行なっていない。	第2段階に該当するものうち、低所得者について第1段階の保険料と同額まで減額する。 平成14年4月実施。
納期	10回	8回	10回	8回	8回	4回	8回	10回
財政安定化基金貸付金 借入残高(平成15年度末)	41,956千円	0千円	2,703千円	113,178千円	0千円	6,456千円	12,800千円	0千円
介護給付金準備基金現在高(平成15年度末)	0千円	14,186千円	1,314千円	0千円	15,977千円	0千円	0千円	2,184千円

事務事業等比較検討票

事務事業名	介護保険料	部 会 名	健康福祉
-------	-------	-------	------

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容																																						
1. 保険料について 各市町村によって保険料が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()の例により調整する。 (◎) 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	第3期事業運営期間開始の平成18年度から統一する。 なお、統一する保険料については、介護保険制度の見直し等も踏まえて、急激な住民負担増とならないよう、十分配慮しながら調整する。 《第3期事業運営期間における調整方法》 第3期事業運営期間(平成18～20年度)の保険料を算出する際、合併前の市町村ごとに、基金、償還金を含め、合併前の調整交付金交付率をもとに算出した保険料(個別保険料)が、統一保険料と比較して第3段階の基準月額で500円を超えて上昇する場合は、500円を超えた額の全額を統一保険料から控除した額を調整後の保険料とする。 【第3期事業運営期間(平成18～20年度)の保険料調整例】 (保険料については、 <u>現行制度が継続した場合</u> の平成15年度決算見込みに基づく推計)																																						
		<table><tr><th>個別保険料 (a)</th><th>統一 保険料 (b)</th><th>差額 (c)= (b)-(a)</th><th>調整額 (d)= (c)-500円</th><th>調整後保険料 (e)= (b)-(d)</th></tr><tr><td>岩国市 4,700円</td><td rowspan="8">4,300円</td><td>△400円</td><td>—</td><td>4,300円</td></tr><tr><td>由宇町 3,200円</td><td>1,100円</td><td>600円</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>本郷村 3,300円</td><td>1,000円</td><td>500円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>周東町 4,700円</td><td>△400円</td><td>—</td><td>4,300円</td></tr><tr><td>錦 町 3,100円</td><td>1,200円</td><td>700円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>美川町 4,200円</td><td>100円</td><td>—</td><td>4,300円</td></tr><tr><td>美和町 3,800円</td><td>500円</td><td>—</td><td>4,300円</td></tr><tr><td>玖珂町 3,400円</td><td>900円</td><td>400円</td><td>3,900円</td></tr></table>	個別保険料 (a)	統一 保険料 (b)	差額 (c)= (b)-(a)	調整額 (d)= (c)-500円	調整後保険料 (e)= (b)-(d)	岩国市 4,700円	4,300円	△400円	—	4,300円	由宇町 3,200円	1,100円	600円	3,700円	本郷村 3,300円	1,000円	500円	3,800円	周東町 4,700円	△400円	—	4,300円	錦 町 3,100円	1,200円	700円	3,600円	美川町 4,200円	100円	—	4,300円	美和町 3,800円	500円	—	4,300円	玖珂町 3,400円	900円	400円	3,900円
個別保険料 (a)	統一 保険料 (b)	差額 (c)= (b)-(a)	調整額 (d)= (c)-500円	調整後保険料 (e)= (b)-(d)																																				
岩国市 4,700円	4,300円	△400円	—	4,300円																																				
由宇町 3,200円		1,100円	600円	3,700円																																				
本郷村 3,300円		1,000円	500円	3,800円																																				
周東町 4,700円		△400円	—	4,300円																																				
錦 町 3,100円		1,200円	700円	3,600円																																				
美川町 4,200円		100円	—	4,300円																																				
美和町 3,800円		500円	—	4,300円																																				
玖珂町 3,400円		900円	400円	3,900円																																				

事務事業等比較検討票

事務事業名	介護保険料	部 会 名	健康福祉
-------	-------	-------	------

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
2. 保険料の独自減免について 保険料の独自減免を行っている市町と行っていない町村がある。 また、独自減免を行っている市町においても、その要件が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	平成18年度から岩国市の例による。
3. 納期について 各市町村で納期が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市・玖珂町・本郷村) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	納期が多くなれば、1回当たりの負担も軽減されることから、岩国市・本郷村・玖珂町の例により10回とする。

事務事業等比較検討票

事務事業名	介護保険給付事業	部 会 名	健康福祉
-------	----------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況

事業所数 (括弧内は施設等の定員) 及び平成 14 年度サービス給付実績

サービスの別		種 別	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
居宅	訪問介護	事業所数	17	2	1	3	1	1	1	1
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	訪問入浴介護	事業所数	2	0	0	0	0	0	1	0
		給付実績	○	○	○	○	×	×	○	○
	訪問看護	事業所数	4	0	0	1	0	0	0	0
		給付実績	○	○	○	○	×	○	○	○
	訪問リハビリテーション	事業所数	1	0	0	0	0	0	0	1
		給付実績	○	×	×	×	×	×	×	○
	通所介護	事業所数	11	2	1	2	1	1	1	1
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	通所リハビリテーション	事業所数	4	1	0	0	1	0	0	2
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所生活介護	事業所数	4	1	1	1	1	1	1	1
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所療養介護	事業所数	3	1	0	0	1	0	0	2
		給付実績	○	○	×	○	○	○	○	○
	福祉用具貸与	事業所数	8	3	0	0	0	0	0	0
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	居宅介護支援	事業所数	16	3	1	7	1	1	1	4
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	特定施設入所者生活介護	事業所数	1 (36 人)	0	0	1 (39 人)	0	0	0	1 (30 人)
		給付実績	○	×	×	○	×	×	×	○
施設	痴呆対応型共同生活介護	事業所数	4 (42 人)	1 (6 人)	0	2 (36 人)	0	0	0	1(9 人)
		給付実績	○	○	×	○	○	○	○	○
	介護老人福祉施設	事業所数	3 (230 人)	1 (50 人)	1 (30 人)	1 (80 人)	1 (54 人)	1 (53 人)	1 (70 人)	1(50 人)
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護老人保健施設	事業所数	3 (230 人)	1 (50 人)	0	0	1 (50 人)	0	0	2(120 人)
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護療養型医療施設	事業所数	3 (77 人)	1 (90 人)	0	1 (51 人)	0	0	0	2(150 人)
		給付実績	○	○	○	○	○	○	○	○

※「事業所数」は、第2期事業運営期間(平成 15～17 年度)における整備等の予定を含む。

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
関係事業者の定める事業区域により、市町村の実施しようとする給付(サービスの提供)が充足されていない状況にある。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	合併後、基本的には同一の保険料で事業運営を行う予定であることから、関係事業者に対して事業区域の拡大の働きかけを行うこと等により、現在、生じている域内におけるサービス提供体制の格差について、可能な限り均衡を図るよう努める。

事務事業等比較検討票

事務事業名	施設使用料	部会名	—
-------	-------	-----	---

各自治体の現況

分類	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
総合政策部会関係	学習等供用会館 住民ホール	学習等供用会館			高根21世紀センター	コミュニティセンター	地域集会所	地域集会所 いきいきハウス
総務部会関係	市民会館 水西書院	文化会館		文化会館 残土処理場		残土処理場	文化会館	町民センター
健康福祉部会関係	福祉会館	老人福祉センター	高齢者きらめき交流プラザ 活力保養センター		高齢者の家 憩の家 高齢者コミュニティセンター	老人作業所	阿賀ふれあいセンター	
	こども館							
		保健センター		保健センター		保健センター		総合センター
					錦中央病院(入院室)		町立美和病院(特別室)	
生活環境部会関係	墓地	墓地		墓地	墓地		墓地	墓地
	平田梅が丘団地専用水道 平田梅が丘団地下水道	岩倉地区飲料水供給施設水道				わかば台団地排水処理施設 門前団地排水処理施設		
				食肉センター				
経済部会関係	働く婦人の家 サンライフ岩国 サンシャイン岩国	南沖研修センター 南町研修センター 駐車場	工業団地(水道、電気、浄化槽)	勤労青少年ホーム				
	岩国城 望遠鏡 岩国城索道 吉香公園 錦帯橋	由宇温泉分湯	勤労者野外活動施設 キャンプ場	森林体験交流施設(丸太村)	錦グリーンパレス らんかん高原観光施設 寂地峡観光施設 高根交流施設 にしき産品ステーション にしきメルヘンランド 清流砦 道の駅ピュアラインにしき 府谷地区体験農園施設	地底ホール 岩屋特産物販売所 岩屋そうめん流し施設	弥栄湖周辺施設(キャンプ場、スポーツ公園、パークゴルフ場ほか) 弥栄湖情報センター 弥栄湖湖面利用施設(レンタルボート)	
	卸売市場							
		ふれあい農園	放牧場 作業機械 農山村広場 農山村広場夜間照明 ふれあい農園	西山牧場 川越農林漁業者等健康増進センター 高森南共同畜舎 川越ライスセンター 川越交流センター 農村ふれあいセンター ふれあい農園	農村環境改善センター	生産物直売所 林業センター 小径木加工場 木工センター 味噌加工場 農林漁業体験実習館 御堂の向農園 南桑基幹集落センター	木工交流館 いきみkikiセンター ほのぼの農園	

事務事業等比較検討票

事務事業名	施設使用料	部会名	—
-------	-------	-----	---

各自治体の現況								
分類	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
経済部会関係 (つづき)	港湾施設使用料 ・岸壁・物揚場 ・浮桟橋 ・野積場 ・貯木場 ・船舶給水施設							
教育部会関係	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設	小・中学校施設
	教員住宅		教員住宅	教職員住宅	教員住宅	教員住宅	教員住宅	
	市民球場 体育館 総合体育館 運動公園テニスコート 運動公園アーチェリー場 運動公園相撲場 展望休憩所 二鹿野外活動センター	町民グラウンド 文化スポーツセンター テニスコート	村民グラウンド夜間照明	夜間照明施設 ・中央グラウンド ・米川グラウンド ・祖生グラウンド ・川越グラウンド ・中田グラウンド 勤労者体育センター 野外活動センター 勤労者総合スポーツ施設(サンビレッジ周東)	夜間照明施設 ・高根グラウンド ・旧深川小 ・深川屋内多目的広場	夜間照明施設 ・美川町営運動場 ・根笠運動場	グラウンド ・総合グラウンド ・白滝山グラウンド ・長野運動広場 ・秋中運動広場 夜間照明施設 ・総合グラウンド ・秋中運動広場 農林業者トレーニングセンター 武道館 B & G海洋センター水泳プール	夜間照明施設 ・町民グラウンド ・テニスコート ・中央小グラウンド 町体育センター あいあいセンター ・トレーニングルーム テニスコート
	公民館	公民館(文化会館内)	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館 こどもの館
	茶室 岩国行波の神舞伝承館	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館				歴史民俗資料館 北門ふるさと交流館	
※ 施設使用料については、時間区分や使用者区分等により、さまざまな料金設定がなされており、端的に料金を表示することが困難であるため、施設名のみを記述している。								
問題点・課題点		調整方針			具体的調整内容			
同種の施設であっても、市町村により使用料が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 (◎) 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()			施設使用料については、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。			

事務事業等比較検討票

事務事業名	戸籍・住民基本台帳等関係手数料	部 会 名	総 務
-------	-----------------	-------	-----

各 自 治 体 の 現 況										
項 目	単位	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
住民票の写しの交付手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。
住民票の写しの広域交付手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
住民票記載事項証明手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
住民基本台帳閲覧手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
身分に関する証明手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
外国人登録に関する証明手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	
印鑑登録証明書交付手数料	1 件につき	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	1 現行のとおりとする。
住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1 件につき	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	
戸籍謄抄本交付手数料	1 通につき	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	
除籍謄抄本交付手数料	1 通につき	750 円	750 円	750 円	750 円	750 円	750 円	750 円	750 円	
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 通につき	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	
除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 通につき	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	450 円	
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1 通につき	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1 通につき	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	2 岩国市、玖珂町の例による。
届出その他の書類の閲覧手数料	1 件につき	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	350 円	
印鑑登録証交付手数料	1 件につき	200 円	－	－	－	300 円	－	－	200 円	
印鑑登録証再交付手数料	1 件につき	200 円	－	－	－	600 円	－	－	200 円	6 印鑑登録証再交付手数料で対応するため、合併時に廃止する。
印鑑登録証の汚損等による引替交付手数料	1 件につき	－	－	－	－	600 円	－	－	-	
問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針									具 体 的 調 整 内 容
住民票、外国人登録、その他証明、印鑑に関するものについて、手数料が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()									

事務事業等比較検討票

事務事業名	税務関係手数料	部会名	総務
-------	---------	-----	----

各自治体の現況

〔課税等に関する証明手数料(1件につき)〕

1 証明の種別

- ・課税に関する証明
- ・固定資産税課税台帳登録事項に関する証明

2 金額

岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。

〔納税証明手数料(1件につき)〕

岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。

〔督促手数料(1件につき)〕

岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
100 円	—	100 円	50 円	100 円	100 円	100 円	100 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。

問題点・課題点	調整方針	具体的調整内容
市町村により額が異なっている。 課税に関する証明手数料及び固定資産税課税台帳登録事項に関する証明手数料については、由宇町以外すべて同額である。 督促手数料については、由宇町、周東町以外はすべて同額である。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()	

事務事業等比較検討票

事務事業名	医療機関文書料等	部 会 名	健康福祉
-------	----------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況						
市町村名	岩国市	本郷村	周東町	錦 町	美和町	調整方針
医療機関名	柱島診療所	本郷村診療所 本郷村歯科診療所	川越出張診療所 中田出張診療所	錦中央病院	町立美和病院	—
健康診断料	—	健康保険法に準ずる	—	健康保険法に準ずる（集団健診及び学校健診は院長が別に定める）	健康保険法に準ずる	2 本郷村、美和町の例による。
一般的診断書料	その他診断書又は証明書料 2,000 円	一般的診断書料 1,000 円 健康診断書料 2,000 円	診断証明書料 1,000 円	一般的診断書料 1,000 円	一般的診断書料 1,000 円	2 周東町、錦町、美和町の例による。
死亡診断書料	死亡診断書料 2,000 円	死亡診断書料 2,000 円 (2 枚目より 1,000 円)	—	死亡診断書料 2,000 円 (2 枚目より 1,000 円)	死亡診断書料 2,000 円 (2 枚目より 1,000 円)	2 本郷村、錦町、美和町の例による。
死体検案書料	—	死体検案書料 5,000 円 (2 枚目より 2,000 円)	—	死体検案書料 5,000 円 変死体検案書料 5,000 円 (2 枚目より 2,000 円)	死体検案記録料 5,000 円 (2 枚目より 2,500 円)	2 美和町の例による。
労働災害補償診断書料	—	—	—	労働災害補償診断書料 労働基準監督署の定める額	—	2 錦町の例による。
自賠責診断書料	—	—	—	自賠責診断書料 3,000 円	生命保険、障害保険、自動車保険 その他複雑なものの診断書料① 3,000 円	2 錦町、美和町の例による。
生命保険死亡診断書料	—	生命保険簡易保険証明書 3,000 円	—	生命保険死亡診断書料 3,000 円	①と同じ	2 本郷村、錦町、美和町の例による。
司法、裁判所関係診断書料	—	—	—	司法、裁判所関係診断書料 3,000 円	司法用診断書料 3,000 円	2 錦町、美和町の例による。
身体障害者関係診断書料	—	身体障害者福祉年金診断書料 4,000 円	—	—	身体障害者診断書料 4,000 円	2 本郷村、美和町の例による。
年金等受給診断書料	—	—	—	年金等受給診断書料 4,000 円	年金等受給診断書料 4,000 円	2 錦町、美和町の例による。
その他診断書料	—	その他診断書料 3,000 円	—	その他診断書料 3,000 円	—	2 本郷村、錦町の例による。
学校関係その他証明書料	学校関係診断・証明書料 200 円	証明書料 300 円	その他文書作成手数料 1,000 円	証明書料 300 円	学校用診療証明書料 200 円	2 岩国市、美和町の例による。
※金額は1通についての料金(税抜き)						
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針		具 体 的 調 整 内 容		
各市町村によって、文書料等の設定が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()		実績件数を考慮し、基本的には、錦中央病院及び町立美和病院の例により調整する。 なお、死体検案書料、変死体検案書料の2枚目以降については、死亡診断書料と同様に、1枚目の半額とするとともに、学校関係その他証明書料については、学生を多く対象としていることを考慮し、低額の200円とする。 なお、新市移行後、各区分により、文書料等の負担を求めることとなるが、診療所によっては、その運営形態が異なるため、全ての診断書の作成が困難な場合もありうる。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	生活環境関係手数料	部 会 名	生活環境
-------	-----------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況

【一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等】									
岩国市・美和町				由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町				調整方針	
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき	10,000 円		—				2 岩国市、美和町の例による。	
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき	5,000 円							
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1 件につき	5,000 円							
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき	10,000 円							
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき	5,000 円							
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1 件につき	5,000 円							
浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき	10,000 円							
浄化槽清掃業許可更新申請手数料	1 件につき	5,000 円							
浄化槽清掃業変更許可申請手数料	1 件につき	5,000 円							
許可証の再交付手数料	1 件につき	2,000 円							

【その他の手数料】									
種 別	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
犬の登録手数料	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	1 現行のとおりとする。
狂犬病予防注射済票交付手数料	550 円	550 円	550 円	550 円	550 円	550 円	550 円	550 円	
犬の登録鑑札の再交付手数料	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	
狂犬病予防注射済票再交付手数料	340 円	340 円	340 円	340 円	340 円	340 円	340 円	340 円	
食肉センター汚泥等処理手数料	—	—	—	牛又は馬 [150kg以上] 1,360 円 [150kg未満] 680 円 豚 520 円 めん羊又は やぎ 470 円	—	—	—	—	

※ 食肉センター汚泥等処理手数料・・・食肉センターから排出される産業廃棄物の汚泥汚物処理の手数料。

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
一般廃棄物収集運搬業・処分業、浄化槽清掃業の許可申請手数料等は、岩国市、美和町は有料だが、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町では無料である。 犬の登録や狂犬病予防注射済票交付手数料は、狂犬病予防法に基づく使用料、犬の鑑札再交付や狂犬病予防注射済票再交付手数料については、狂犬病予防法施行令に基づく使用料になっているため7市町村で同額となっている。 食肉センターは、と畜場法に基づき設置される周東町だけの施設である。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	一般廃棄物収集運搬業・処分業、浄化槽清掃業の許可申請手数料等については、岩国市、美和町の例により有料とする。 犬の登録手数料等については、狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令に基づく手数料になっているので、現行のとおりとする。 食肉センターについては、周東町独自の施設のため、現行のとおりとする。

事務事業等比較検討票

事務事業名	都市開発関係手数料(開発行為手数料)	部会名	建設・都市開発
-------	--------------------	-----	---------

各 自 治 体 の 現 況				問 題 点 ・ 課 題 点																																																		
(岩 国 市) 開発行為手数料 (1) 開発行為許可手数料(都市計画法第29条第1項又は第2項) <table><tr><th rowspan="2">開発区域の面積</th><th colspan="3">手 数 料 額 (1件につき)</th></tr><tr><th>自己居住用</th><th>自己業務用</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>8,600 円</td><td>13,000 円</td><td>86,000 円</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>22,000 円</td><td>30,000 円</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>43,000 円</td><td>65,000 円</td><td>190,000 円</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1ha未満</td><td>86,000 円</td><td>120,000 円</td><td>260,000 円</td></tr></table> (2) 開発行為変更許可申請手数料(都市計画法35条の2第1項) 1件につき次の①、②及び③を合算した額 <table><tr><td>①</td><td>設計の変更</td><td>(1) の例により算定した額の1/10の額</td></tr><tr><td>②</td><td>新たな土地の開発区域への編入</td><td>編入面積に応じ (1) の例により算定した額</td></tr><tr><td>③</td><td>その他の変更</td><td>10,000 円</td></tr></table> (3) 建築物の特例許可申請手数料(都市計画法第41条第2項ただし書) 46,000 円 (4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(都市計画法第42条第1項ただし書) 26,000 円 (5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (都市計画法第43条第1項) <table><tr><th>敷地の面積</th><th>手数料額 (1件につき)</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>39,000 円</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1ha未満</td><td>69,000 円</td></tr></table> (6) 開発許可を受けた地位の継承の承認申請手数料(都市計画法第45条) <table><tr><th>区分</th><th>手数料額 (1件につき)</th></tr><tr><td>自己居住用</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>自己業務用</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>17,000 円</td></tr></table> (7) 開発登録簿の写しの交付手数料(都市計画法第47条第5項) 用紙1枚につき 470 円				開発区域の面積	手 数 料 額 (1件につき)			自己居住用	自己業務用	そ の 他	0.1ha未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円	0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円	0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円	0.6ha以上 1ha未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円	①	設計の変更	(1) の例により算定した額の1/10の額	②	新たな土地の開発区域への編入	編入面積に応じ (1) の例により算定した額	③	その他の変更	10,000 円	敷地の面積	手数料額 (1件につき)	0.1ha未満	6,900 円	0.1ha以上 0.3ha未満	18,000 円	0.3ha以上 0.6ha未満	39,000 円	0.6ha以上 1ha未満	69,000 円	区分	手数料額 (1件につき)	自己居住用	1,700 円	自己業務用	1,700 円	その他	17,000 円	都市計画法に基づく開発行為の許可については、知事の権限に属する事務であるが、岩国市は1ha未満について県より事務の委任を受け、手数料を定めている。その他の町村では、事務委任がされていないため手数料の定めがない。 調 整 方 針 () 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 (
					開発区域の面積	手 数 料 額 (1件につき)																																																
				自己居住用		自己業務用	そ の 他																																															
0.1ha未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円																																																			
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円																																																			
0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円																																																			
0.6ha以上 1ha未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円																																																			
①	設計の変更	(1) の例により算定した額の1/10の額																																																				
②	新たな土地の開発区域への編入	編入面積に応じ (1) の例により算定した額																																																				
③	その他の変更	10,000 円																																																				
敷地の面積	手数料額 (1件につき)																																																					
0.1ha未満	6,900 円																																																					
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000 円																																																					
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000 円																																																					
0.6ha以上 1ha未満	69,000 円																																																					
区分	手数料額 (1件につき)																																																					
自己居住用	1,700 円																																																					
自己業務用	1,700 円																																																					
その他	17,000 円																																																					

事務事業等比較検討票

事務事業名	都市開発関係手数料(建築確認申請等手数料)	部会名	建設・都市開発
-------	-----------------------	-----	---------

各 自 治 体 の 現 況			問 題 点 ・ 課 題 点																																																														
(岩 国 市) 1 建築確認申請手数料 <table><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額 (1件につき)</th></tr><tr><td>30 m²以下のもの</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>30 m²を超え、100 m²以下のもの</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>100 m²を超え、200 m²以下のもの</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>200 m²を超え、500 m²以下のもの</td><td>19,000 円</td></tr><tr><td>500 m²を超え、1,000 m²以下のもの</td><td>34,000 円</td></tr></table> ・工作物を築造する場合 1件につき 8,000 円(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を構築する場合 4,000 円) 2 中間検査申請手数料 <table><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額 (1件につき)</th></tr><tr><td>30 m²以下のもの</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>30 m²を超え、100 m²以下のもの</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>100 m²を超え、200 m²以下のもの</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>200 m²を超え、500 m²以下のもの</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>500 m²を超え、1,000 m²以下のもの</td><td>33,000 円</td></tr></table> ・工作物 1件につき 9,000 円 3 完了検査申請手数料 <table><tr><th rowspan="2">床面積の合計</th><th colspan="2">手数料の額 (1件につき)</th></tr><tr><th>中間検査なしの場合</th><th>中間検査ありの場合</th></tr><tr><td>30 m²以下のもの</td><td>10,000 円</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>30 m²を超え、100 m²以下のもの</td><td>12,000 円</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>100 m²を超え、200 m²以下のもの</td><td>16,000 円</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>200 m²を超え、500 m²以下のもの</td><td>22,000 円</td><td>21,000 円</td></tr><tr><td>500 m²を超え、1,000 m²以下のもの</td><td>36,000 円</td><td>35,000 円</td></tr></table> ・工作物 1件につき 9,000 円 4 その他の手数料 <table><tr><td>仮設建築物建築許可申請手数料</td><td colspan="2">1 件につき、床面積の合計が、 100 m²以下のときは 16,000 円 100 m²を超え 500 m²以下のときは 60,000 円 500 m²を超えときは 120,000 円</td></tr><tr><td>総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料</td><td colspan="2">建築物の数が2のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が3以上のときは、1件につき 78,000 円に2を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額</td></tr><tr><td>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(既存建築物を除く)</td><td colspan="2">建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額</td></tr><tr><td>同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)</td><td colspan="2">建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額</td></tr><tr><td>複数建築物の認定の取消し申請手数料</td><td colspan="2">1件につき、6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額</td></tr><tr><td>総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料</td><td colspan="2">1件につき 27,000 円</td></tr></table>			床面積の合計	手数料の額 (1件につき)	30 m ² 以下のもの	5,000 円	30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	9,000 円	100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	14,000 円	200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	19,000 円	500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	34,000 円	床面積の合計	手数料の額 (1件につき)	30 m ² 以下のもの	9,000 円	30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	11,000 円	100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	15,000 円	200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	20,000 円	500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	33,000 円	床面積の合計	手数料の額 (1件につき)		中間検査なしの場合	中間検査ありの場合	30 m ² 以下のもの	10,000 円	9,000 円	30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	12,000 円	11,000 円	100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	16,000 円	15,000 円	200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	22,000 円	21,000 円	500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	36,000 円	35,000 円	仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき、床面積の合計が、 100 m ² 以下のときは 16,000 円 100 m ² を超え 500 m ² 以下のときは 60,000 円 500 m ² を超えときは 120,000 円		総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が3以上のときは、1件につき 78,000 円に2を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額		既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(既存建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額		同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額		複数建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき、6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額		総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料	1件につき 27,000 円		建築基準法の定めにより、建築確認等に関する事務については建築主事が行うこととされており、これに伴う建築行政全般の事務については建築主事を置く県の知事、市町村の長が行うこととされている。 県及び人口25万人以上の市においては建築主事を置くことができるとされており、人口25万人未満の市町村においては建築主事を置くことができるとされている。岩国市は小規模な建築物及び工作物に限っての事務を行う建築主事を設置し、これに伴う限られた建築行政の事務を行っている(限定特定行政庁)、他の町村は置いていない。したがって、手数料の定めも岩国市以外の町村にはない。
			床面積の合計	手数料の額 (1件につき)																																																													
			30 m ² 以下のもの	5,000 円																																																													
			30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	9,000 円																																																													
100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	14,000 円																																																																
200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	19,000 円																																																																
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	34,000 円																																																																
床面積の合計	手数料の額 (1件につき)																																																																
30 m ² 以下のもの	9,000 円																																																																
30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	11,000 円																																																																
100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	15,000 円																																																																
200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	20,000 円																																																																
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	33,000 円																																																																
床面積の合計	手数料の額 (1件につき)																																																																
	中間検査なしの場合	中間検査ありの場合																																																															
30 m ² 以下のもの	10,000 円	9,000 円																																																															
30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	12,000 円	11,000 円																																																															
100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	16,000 円	15,000 円																																																															
200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	22,000 円	21,000 円																																																															
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの	36,000 円	35,000 円																																																															
仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき、床面積の合計が、 100 m ² 以下のときは 16,000 円 100 m ² を超え 500 m ² 以下のときは 60,000 円 500 m ² を超えときは 120,000 円																																																																
総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が3以上のときは、1件につき 78,000 円に2を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額																																																																
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(既存建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額																																																																
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000 円 建築物の数が2以上のときは、1件につき 78,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額																																																																
複数建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき、6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額																																																																
総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料	1件につき 27,000 円																																																																
			調 整 方 針																																																														
			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()																																																														
			具 体 的 調 整 内 容																																																														
			岩国市の例による。																																																														

事務事業等比較検討票

事務事業名	都市開発関係手数料(優良宅地造成等の認定に関する手数料、宅地造成工事許可手数料)	部会名	建設・都市開発
-------	--	-----	---------

各 自 治 体 の 現 況			問 題 点 ・ 課 題 点	
1 優良宅地造成等の認定に関する手数料(租税特別措置法)			1優良宅地造成等の認定については、 宅地面積 0.1ha未満:市町村長の権限に属する事務 宅地面積 0.1ha以上:知事の権限に属する事務 となっており、岩国市、由宇町、玖珂町及び周東町では、宅地面積 0.1ha未満のものについて手数料の定めがある。また、岩国市は1ha未満について県より事務委任を受けているため、0.1ha以上 1ha未満のものについても手数料を定めている。 2 宅地造成工事許可手数料については、宅地造成等規制法に基づき、岩国市の一部が宅地造成工事規制区域に指定されているため、岩国市には定めがある。他の町村はその区域がないため手数料の定めがない。	
(岩 国 市)				
(1) 優良宅地造成認定申請手数料				
造成宅地の面積		手数料の額 (1件につき)		
0.1ha未満		86,000 円		
0.1ha以上 0.3ha未満		130,000 円		
0.3ha以上 0.6ha未満		190,000 円		
0.6ha以上 1ha未満		260,000 円		
(2) 優良住宅新築認定申請手数料				
ア 敷地面積 0.1ha未満のもの				
新築住宅の床面積の合計		手数料の額 (1件につき)		
100㎡以下		6,200 円		
100㎡を超え、500㎡以下		8,600 円		
500㎡を超え、2,000㎡以下		13,000 円		
2,000㎡を超え、10,000㎡以下		35,000 円		
10,000㎡を超えるもの		43,000 円		
(本郷村・錦町・美川町・美和町)				
・該当なし				
イ 敷地面積 0.1ha以上のもの				
新築住宅の床面積の合計		手数料の額 (1件につき)		
100㎡以下		6,200 円		
100㎡を超え、500㎡以下		8,600 円		
500㎡を超え、2,000㎡以下		13,000 円		
2,000㎡を超え、10,000㎡以下		35,000 円		
10,000㎡を超え、50,000㎡以下		43,000 円		
50,000㎡を超えるもの		58,000 円		
2 宅地造成工事許可手数料(宅地造成等規制法第8条第1項)				
(岩 国 市)				
切土又は盛土をする土地の面積		手数料の額 (1件につき)		
500㎡未満		12,000 円		
500㎡を以上、1,000㎡未満		21,000 円		
1,000㎡を以上、2,000㎡未満		31,000 円		
2,000㎡を以上、5,000㎡未満		47,000 円		
5,000㎡を以上、10,000㎡未満		67,000 円		
(由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町)				
・該当なし				

調 整 方 針	
() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (岩国市) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()	
具 体 的 調 整 内 容	
岩国市の例による。	

事務事業等比較検討票

事務事業名	水道事業関係手数料	部会名	水道
-------	-----------	-----	----

各 自 治 体 の 現 況							問 題 点 ・ 課 題 点																																																							
<table><tr><th>手数料の種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>岩国市</th><th>由宇町</th><th>玖珂町</th><th>調整方針</th></tr><tr><td>給水装置工事事業者指定手数料</td><td>—</td><td>1 件につき</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr><tr><td rowspan="2">設計手数料</td><td>口径 25mm までのもの</td><td>1 件につき</td><td>—</td><td>500 円</td><td>—</td><td rowspan="2">6 合併時に廃止する。</td></tr><tr><td>口径 25mm を超えるもの</td><td>1 件につき</td><td>—</td><td>800 円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">設計審査手数料</td><td>口径 25mm までのもの</td><td>1 件につき</td><td>1,000 円</td><td>—</td><td rowspan="2">給水装置設計審査・工事検査手数料 口径 20mm 以下 1,500 円 口径 25mm まで 2,500 円 口径 50mm まで 5,000 円 口径 75mm まで 10,000 円 口径 100mm まで 15,000 円</td><td rowspan="2">2 岩国市の例による。</td></tr><tr><td>口径 25mm を超えるもの</td><td>1 件につき</td><td>2,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">給水装置検査手数料</td><td>口径 25mm までのもの</td><td>1 件につき</td><td>1,500 円</td><td>1,000 円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">2 岩国市の例による。</td></tr><tr><td>口径 25mm を超えるもの</td><td>1 件につき</td><td>2,500 円</td><td>1,600 円</td></tr><tr><td>私設消防演習立会手数料</td><td>—</td><td>1 回につき</td><td>—</td><td>500 円</td><td>—</td><td>6 合併時に廃止する。</td></tr></table>							手数料の種別	区分	単位	岩国市	由宇町	玖珂町	調整方針	給水装置工事事業者指定手数料	—	1 件につき	10,000 円	10,000 円	10,000 円	1 現行のとおりとする。	設計手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	—	500 円	—	6 合併時に廃止する。	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	—	800 円	—	設計審査手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	1,000 円	—	給水装置設計審査・工事検査手数料 口径 20mm 以下 1,500 円 口径 25mm まで 2,500 円 口径 50mm まで 5,000 円 口径 75mm まで 10,000 円 口径 100mm まで 15,000 円	2 岩国市の例による。	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	2,000 円	—	給水装置検査手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	1,500 円	1,000 円		2 岩国市の例による。	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	2,500 円	1,600 円	私設消防演習立会手数料	—	1 回につき	—	500 円	—	6 合併時に廃止する。	手数料の種類及び額が異なる。
手数料の種別	区分	単位	岩国市	由宇町	玖珂町	調整方針																																																								
給水装置工事事業者指定手数料	—	1 件につき	10,000 円	10,000 円	10,000 円	1 現行のとおりとする。																																																								
設計手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	—	500 円	—	6 合併時に廃止する。																																																								
	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	—	800 円	—																																																									
設計審査手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	1,000 円	—	給水装置設計審査・工事検査手数料 口径 20mm 以下 1,500 円 口径 25mm まで 2,500 円 口径 50mm まで 5,000 円 口径 75mm まで 10,000 円 口径 100mm まで 15,000 円	2 岩国市の例による。																																																								
	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	2,000 円	—																																																										
給水装置検査手数料	口径 25mm までのもの	1 件につき	1,500 円	1,000 円		2 岩国市の例による。																																																								
	口径 25mm を超えるもの	1 件につき	2,500 円	1,600 円																																																										
私設消防演習立会手数料	—	1 回につき	—	500 円	—	6 合併時に廃止する。																																																								
調 整 方 針																																																														
() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 (																																																														

事務事業等比較検討票

事務事業名	簡易水道事業関係手数料	部会名	生活環境
-------	-------------	-----	------

各 自 治 体 の 現 況											問 題 点 ・ 課 題 点	
手数料の種別	単位	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	1 給水装置工事事業者指定手数料は、岩国市、由宇町が水道事業で併せて徴収し、周東町、美川町、美和町でも徴収している。 2 設計手数料、私設消防演習立会手数料、メーター再取付手数料については、実態として適用はない。 3 由宇町は、水道使用条例を準用して手数料を徴収している。 4 錦町は、簡易水道事業関係の手数料がない。 5 玖珂町は、簡易水道事業がない。	
給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき	10,000 円 〔水道事業で徴収〕	10,000 円 〔水道事業で徴収〕	—	10,000 円	—	10,000 円	10,000 円	—	2 岩国市、由宇町、周東町、美川町、美和町の例による。		
設計手数料	1 件につき	—	口径 25mm までのもの 500 円 口径 25mm を超えるもの 800 円	—	—	—	—	—	—	6 合併時に、廃止する。		
設計審査手数料	1 件につき	口径 25mm までのもの 1,000 円 口径 25mm を超えるもの 2,000 円	—	500 円	500 円	—	500 円	1,000 円	—	2 岩国市の例による。		
給水装置検査手数料	1 件につき	口径 25mm までのもの 1,500 円 口径 25mm を超えるもの 2,500 円	口径 25mm までのもの 1,000 円 口径 25mm を超えるもの 1,600 円	400 円	700 円	—	400 円	1,000 円	—	2 岩国市の例による。		
私設消防演習立会手数料	1 回につき	—	500 円	400 円	—	—	400 円	—	—	6 合併時に、廃止する。	調 整 方 針 () 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	
メーター再取付手数料	1 件につき	—	—	1,200 円	—	—	3,000 円	—	—	6 合併時に、廃止する。		具 体 的 調 整 内 容 1 給水装置工事事業者指定手数料については有料とし、新市において水道事業と簡易水道事業で統一して徴収する。 2 設計審査手数料と給水装置検査手数料については、水道事業の手数料に準じて統一する。 3 設計手数料、私設消防演習立会手数料、メーター再取付手数料については、実態として適用がないため、合併時に廃止する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	下水道事業関係手数料	部会名	建設・都市開発
-------	------------	-----	---------

各自治体の現況								
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
公共下水道排水設備指定工事店 新規登録手数料	—	(小規模下水道 5,000 円)	—	5,000 円	10,000 円	—	—	5,000 円
公共下水道排水設備指定工事店 更新手数料	—	(小規模下水道 5,000 円)	—	3,000 円	1,000 円	—	—	5,000 円
備 考	公共下水道施設あり	公共下水道施設整備中 (平成18年度供用開始 予定)	公共下水道施設なし	流域下水道施設あり	特定環境保全公共下水 道施設あり	公共下水道施設なし	特定環境保全公共下水 道施設基本設計終了 (平成18年度から事業 着手予定)	流域下水道施設あり
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
公共下水道排水設備指定工事店の登録手数料を定めている自治体と、定めていない自治体とがある。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2 (周東町) の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()			周東町の例による。 周東町は周南流域下水道施設の利用団体の一つであり、この施設の関係団体(光市、大和町、旧熊毛町、玖珂町、周東町)も新規登録5,000円、更新3,000円(玖珂町のみ5,000円)としており、周南市もこれに準じ定めている。 由宇町には公共下水道に関する規定はないが、小規模下水道施設に関する登録工事店の手数を5,000円と定めている。 こうした状況を踏まえ、周東町の例によることとした。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	その他の手数料	部 会 名	—
-------	---------	-------	---

各 自 治 体 の 現 況										
分類	種 別	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
コミュニティ関係手数料	認可地縁団体告示事項証明手数料	200 円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	200 円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
	臨時運行許可申請手数料	750 円	—	750 円	750 円	—	—	—	750 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町の例による。
	放置自転車等保管手数料	自転車 1,000 円 原 付 1,500 円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
船 員 法 証 明 手 数 料	船舶航行に関する報告書の証明手数料	2,600 円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
	雇入契約のない船長の就退職等の証明手数料	870 円	—	—	—	—	—	—	—	
	船員手帳の記載事項の証明手数料	870 円	—	—	—	—	—	—	—	
	雇入契約公認手数料	430 円	—	—	—	—	—	—	—	
	船員手帳の交付又は書換え手数料	1,950 円	—	—	—	—	—	—	—	
	船員手帳の訂正手数料	430 円	—	—	—	—	—	—	—	
同 和 関 係 手 数 料	同和福祉援護資金貸付金残額証明手数料	200 円	—	—	200 円	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
国 民 健 康 保 険 関 係 手 数 料	療養給付費証明手数料	200 円	—	—	200 円	—	—	—	—	2 岩国市、周東町の例による。
商 工 関 係 手 数 料	営業証明手数料	200 円	150 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。

事務事業等比較検討票

事務事業名	その他の手数料	部会名	—
-------	---------	-----	---

各自治体の現況

分類	種別	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
農業委員会証明手数料	現況証明手数料	500円	1,000円	—	1,000円	—	—	—	—	² 岩国市の例による。
	耕作証明手数料	200円	—	—	—	—	—	—	—	
	納税猶予証明手数料	200円	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の証明手数料	200円	—	—	—	—	—	—	—	
林業関係手数料	飼養鳥獣手数料	3,400円	3,400円	3,400円	2,700円	3,400円	3,400円	3,400円	2,700円	² 岩国市、由宇町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。
都市計画関係手数料	都市計画関係手数料	200円	150円	—	200円	—	—	—	—	² 岩国市、周東町の例による。
公営住宅関係手数料	住宅証明手数料	200円	150円	—	200円	—	—	200円	—	² 岩国市、周東町、美和町の例による。
	家賃証明手数料	200円	150円	—	200円	—	—	200円	—	
	保管場所承認手数料	—	150円	—	200円	—	—	200円	—	
住宅関係手数料	住宅用家屋証明手数料	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	¹ 現行のとおりとする。

問題点・課題点	調整方針	具体的調整内容
市町村により手数料の額が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他	臨時運行許可申請手数料については、国が示している地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額により、岩国市、玖珂町、本郷村、周東町の例によるとする。 農業委員会現況証明手数料については、県内の合併協議会の事例でも岩国市同様500円としている例が多いことから、適切な金額と判断し、岩国市の例によることとする。

事務事業等比較検討票

事務事業名	総合政策関係補助金(団体等補助金)	部会名	総合政策
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] ≪団体等に対する助成≫									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
交通安全協会等補助金	岩国交通安全協会補助金 800 千円	柳井交通安全協会負担金 100 千円 柳井ブロック交通事故等相談所 助成金 186 千円	本郷交通安全協会補助金 364 千円 本郷交通安全協会本郷分会 補助金 300 千円	玖珂西交通安全協会補助金 690 千円	本郷交通安全協会補助金 642 千円	本郷交通安全協会補助金 408 千円	岩国交通安全協会補助金 100 千円 岩国交通安全協会美和分会 補助金 135 千円	玖珂西交通安全協会補助金 485 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
安全運転管理者協議会補助金	岩国地区安全運転管理者協議会負担金 50 千円	柳井地区安全運転管理者協議会負担金 20 千円	本郷地区安全運転管理者協議会負担金 11 千円	玖珂西安全運転管理者協議会補助金 50 千円 負担金 28 千円	本郷地区安全運転管理者協議会負担金 11 千円	本郷地区安全運転管理者協議会負担金 11 千円	岩国地区安全運転管理者協議会負担金 15 千円	玖珂西安全運転管理者協議会補助金 50 千円 負担金 23 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
防犯対策協議会等補助金	岩国地区防犯対策協議会補助金 3,195 千円	柳井地区防犯連合会負担金 510 千円 由宇町防犯協議会助成金 300 千円	玖北地区地域安全対策連合会負担金 692 千円	玖珂西防犯協議会負担金 316 千円	玖北地区地域安全対策連合会負担金 1,061 千円	玖北地区地域安全対策連合会負担金 755 千円	岩国地区防犯対策協議会補助金 239 千円	玖珂西防犯協議会負担金 226 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
安全対策協議会等補助金	交通安全岩国市対策協議会 (委託料) 9,062 千円	—	本郷村交通安全対策協議会 0 千円	周東町安全対策協議会補助金 1,063 千円	錦町安全会議交通対策部会 0 千円	美川町交通安全対策協議会 0 千円	美和町交通安全対策協議会 0 千円	玖珂町交通安全対策協議会 0 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
錦川清流線関係補助金	—	—	—	—	錦川清流線を育てる会補助金 5,000 千円	清流線協力会補助金 288 千円	—	—	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
岩国空港早期再開推進協議会補助金	岩国空港早期再開推進協議会補助金 500 千円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容		
市町村により、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行とおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他						

事務事業等比較検討票

事務事業名	総合政策関係補助金(事業等補助金)	部会名	総合政策
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] 《事業等に対する助成》									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
コミュニティ集会所整備事業等補助金	コミュニティ集会所整備事業補助金 10,621 千円	集会所建設補助金 77 千円	—	自治振興センター設置補助金 0 千円	地域活性化対策事業補助金 0 千円	—	地域集会所施設改修事業費補助金 1,486 千円	自治会集会所新築・改修補助金 6,436 千円	3 合併時に、制度を創設する。ただし、合併時までに整備計画が具体化されているものについては、新市に移行後もそれぞれの市町村の現行の補助要件で行う。
住民活動災害補償に関する助成	市民総合賠償補償保険(役務費) 1,602 千円 自治会保険加入助成金 545 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 724 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 111 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 895 千円 町民活動災害補償保険(役務費／平成15年度) 1,810 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 278 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 141 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 326 千円	全国町村会総合賠償保険(役務費) 866 千円	3 合併時に、制度を創設する。
総合政策関係各種事業補助金	—	—	—	—	—	—	—	自治会(地域づくり)助成 361 千円 自治会掲示板設置補助金 50 千円	6 合併時に、廃止する。(自治会助成と自治会掲示板設置補助金は、新市に移行後、全域で自治会の活動支援を検討する必要があるため、公平性のうえから廃止する。)
問題点・課題点			調整方針				具体的調整内容		
市町村により、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他						

事務事業等比較検討票

事務事業名	総務関係補助金(団体、事業等補助金)	部会名	総務
-------	--------------------	-----	----

各自治体の現況									
[平成14年度実績 <<団体等に対する助成>>									
区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
青年会議所補助金	岩国青年会議所補助金 0千円	岩国青年会議所補助金 0千円	岩国青年会議所補助金 0千円	玖西青年会議所補助金 72千円	岩国青年会議所補助金 0千円	岩国青年会議所補助金 0千円	岩国青年会議所補助金 0千円	玖西青年会議所補助金 0千円	6 合併時に、廃止する。
消防団分団補助金	-	-	-	-	消防団分団補助金 246千円	-	-	-	4 新市に移行後、速やかに調整する。
消防団員の福利厚生に関する補助金	消防団互助会補助金 1,395千円	消防団員福祉共済負担金 245千円	消防団員福祉共済負担金 279千円	消防団員福祉共済負担金 729千円	消防団員福祉共済負担金 516千円	消防団員福祉共済負担金 338千円	消防団員福祉共済負担金 621千円	消防団員福祉共済負担金 270千円	3 合併時に、制度を創設する。
婦人消防隊等補助金	-	-	-	婦人消防隊補助金 73千円 女性消防隊補助金 23千円	-	-	-	-	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 70千円	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 0千円	明るい選挙推進協議会補助金 90千円	6 選挙啓発は、選挙管理委員会で行うこととし、合併時に、廃止する。
有線放送センター補助金	-	-	-	山口東農業協同組合周東有放センター補助金 4,100千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。
<<事業等に対する助成>>									
区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
消防操法大会訓練補助金	消防操法訓練 (費用弁償) 2,112千円	玖珂郡消防操法大会訓練 (費用弁償) 800千円 山口県消防操法大会訓練 (費用弁償) 150千円	玖珂郡消防操法大会訓練 (報償費) 400千円 山口県消防操法大会訓練 (報償費) 200千円	玖珂郡消防操法大会訓練 (費用弁償) 529千円 山口県消防操法大会訓練 0千円	玖珂郡消防操法大会訓練 補助金 500千円 山口県消防操法大会訓練 0千円	玖珂郡消防操法大会訓練 補助金 300千円 山口県消防操法大会訓練 0千円	玖珂郡消防操法大会訓練 補助金 405千円 山口県消防操法大会訓練 補助金 180千円	玖珂郡消防操法大会訓練 (費用弁償) 420千円 山口県消防操法大会訓練 (費用弁償) 210千円	3 合併時に、制度を創設する。
消防団研修費補助金	-	-	-	-	-	-	消防団研修費補助金 432千円	-	4 新市に移行後、速やかに調整する。
消防行事補助金	消防出初式 (費用弁償) 3,693千円	消防出初式 (費用弁償) 750千円	消防出初式 (需用費) 300千円	消防出初式 (需用費) 122千円	消防出初式 (需用費) 316千円 (費用弁償) 790千円	消防出初式 (需用費) 148千円 (費用弁償) 352千円	消防出初式経費補助金 250千円 (費用弁償) 619千円	消防出初式 (報償費) 89千円 (費用弁償) 276千円	3 合併時に、制度を創設する。
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容			
市町村により、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()						

事務事業等比較検討票

事務事業名	税務関係補助金(団体等補助金)	部会名	総務
-------	-----------------	-----	----

各自治体の現況

〔平成14年度実績〕
＜＜団体等に対する助成＞＞

区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町
青色申告会事業推進 補助金	岩国青色申告会補助金 0 千円	岩国青色申告会由宇支 部補助金 60 千円	-	-	-	-	-	-
たばこ販売店組合助成金	岩国たばこ販売共同組 合助成金 0 千円	由宇町たばこ販売店組 合助成金 45 千円	岩国たばこ販売共同組 合助成金 10 千円	周東町たばこ販売店組 合助成金 0 千円	岩国たばこ販売共同組 合助成金 40 千円	岩国たばこ販売共同組 合助成金 20 千円	岩国たばこ販売共同組 合助成金 20 千円	玖珂町たばこ販売組合 助成金 20 千円

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
市町村により、補助内容が異なる。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()	・ 岩国青色申告会由宇支部は、発足以来、地域の青色申告制度の普及を図り、正しい税制の指導、納税意識の高揚をおこない現在に至っているが、岩国青色申告会(本部)に合わすために、補助金の交付を合併時に廃止する。 ・ たばこ販売組合は、「たばこは町内で買いましょう」や「喫煙マナー」のキャンペーンを実施しているが、助成効果が定かでないため、合併を機に廃止する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	人権関係補助金(団体、事業等補助金)	部会名	総務
-------	--------------------	-----	----

各自治体の現況																																																											
〔平成14年度実績〕 《団体等に対する助成》 <table> <tr> <th>区 分</th><th>岩 国 市</th><th>由 宇 町</th><th>本 郷 村</th><th>周 東 町</th><th>錦 町</th><th>美 川 町</th><th>美 和 町</th><th>玖 珂 町</th><th>調整方針</th></tr> <tr> <td>同和対策推進団体等補助金</td><td>6,161 千円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> <tr> <td>岩国人権擁護委員協議会補助金</td><td>412 千円</td><td>46 千円</td><td>24 千円</td><td>81 千円</td><td>32 千円</td><td>25 千円</td><td>33 千円</td><td>60 千円</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> <tr> <td>人権教育推進協議会補助金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>635 千円</td><td>160 千円</td><td>-</td><td>220 千円</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> </table>										区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	同和対策推進団体等補助金	6,161 千円	-	-	-	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。	岩国人権擁護委員協議会補助金	412 千円	46 千円	24 千円	81 千円	32 千円	25 千円	33 千円	60 千円	1 現行のとおりとする。	人権教育推進協議会補助金	-	-	-	635 千円	160 千円	-	220 千円	-	1 現行のとおりとする。										
区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針																																																		
同和対策推進団体等補助金	6,161 千円	-	-	-	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。																																																		
岩国人権擁護委員協議会補助金	412 千円	46 千円	24 千円	81 千円	32 千円	25 千円	33 千円	60 千円	1 現行のとおりとする。																																																		
人権教育推進協議会補助金	-	-	-	635 千円	160 千円	-	220 千円	-	1 現行のとおりとする。																																																		
《事業等に対する助成》 <table> <tr> <th>区 分</th><th>岩 国 市</th><th>由 宇 町</th><th>本 郷 村</th><th>周 東 町</th><th>錦 町</th><th>美 川 町</th><th>美 和 町</th><th>玖 珂 町</th><th>調整方針</th></tr> <tr> <td>同和地区中小企業利子補給補助金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>529 千円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。(平成13年度制度廃止)</td></tr> <tr> <td>人権教育活動費補助金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>438 千円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> <tr> <td>指導者養成派遣費補助金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>81 千円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> <tr> <td>地域改善学習推進費補助金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>110 千円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1 現行のとおりとする。</td></tr> </table>										区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	同和地区中小企業利子補給補助金	-	-	-	529 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。(平成13年度制度廃止)	人権教育活動費補助金	-	-	-	438 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。	指導者養成派遣費補助金	-	-	-	81 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。	地域改善学習推進費補助金	-	-	-	110 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。
区 分	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針																																																		
同和地区中小企業利子補給補助金	-	-	-	529 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。(平成13年度制度廃止)																																																		
人権教育活動費補助金	-	-	-	438 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。																																																		
指導者養成派遣費補助金	-	-	-	81 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。																																																		
地域改善学習推進費補助金	-	-	-	110 千円	-	-	-	-	1 現行のとおりとする。																																																		
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針					具 体 的 調 整 内 容																																																				
市町村により、補助内容が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()																																																									

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会関係補助金(社会福祉協議会補助金)	部 会 名	健康福祉
-------	---------------------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況									
[平成14年度実績 ＜＜団体・事業等に対する助成＞＞									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	
運営費 関係	人件費分補助額	24,647 千円	17,171 千円	11,745 千円	17,890 千円	21,284 千円	14,703 千円	0 千円	17,943 千円
	実事務局人数 (平成16年4月1日)	会長 1人 常務理事 1人 正規職員 5人 嘱託臨時 10人 県社協派遣職員 1人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 2人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 1人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 2人	会長 1人 常務理事 0人 理事 12人 正規職員 3人 嘱託臨時 0人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 2人 嘱託臨時 1人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 2人 嘱託臨時 1人 町職員兼務(事務局長)	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 5人 臨時職員 3人
	うち、人件費支出分の人数 (平成16年4月1日)	会長 1人 常務理事 1人 正規職員 3人 嘱託臨時 4人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 2人	会長 0人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 0人	会長 0人 常務理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 1人	会長 0人 常務理事 0人 理事 0人 正規職員 3人 嘱託臨時 0人	会長 0人 常務理事 0人 正規職員 2人 嘱託臨時 0人	会長 0人 常務理事 0人 正規職員 0人 嘱託臨時 0人	会長 1人 常務理事 0人 正規職員 4人 臨時職員 0人
	事務費分補助額	0 千円	1,250 千円	4,500 千円	1,707 千円	300 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	補助事業分補助額	22,917 千円	2,661 千円	3,060 千円	2,011 千円	540 千円	0 千円	1,280 千円	3,333 千円
事業費 関係	主な補助事業	老人福祉センター運営事業 さわやかデイサービスセンター事業 敬老行事援助事業	有償在宅福祉サービス事業 ボランティア育成事業 福祉の輪づくり推進費等	活力保養センター運営費補助 心配ごと相談事業	地域福祉権利擁護事業 ボランティアセンター活動事業 精神障害者訪問介護事業等	町福祉大会開催経費 心配ごと相談所設置事業	—	心配ごと相談所設置事業 老人福祉大会	ふれあいのまちづくり事業
※美和町の人件費については、地域福祉基金の取り崩しで対応。									
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容			
1. 各協議会において、県委託事業、市町村委託事業、県補助事業、市町村補助事業、自主事業、他団体の事務局等、事業の取り組みに相違がある。 2. 補助対象となる人件費の計上が、運営費関係補助として一括計上されているところと、事業費関係補助の補助事業、さらに、委託事業の中に計上されているところがある。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 (◎) 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()				現在、8市町村の社会福祉協議会による合併協議会が設置され、各種事務事業が調整されていることから、その調整に基づき、合併時に制度を創設する。			

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会関係補助金(民生委員・児童委員活動補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------------	-----	------

各自治体の現況								
[平成14年度実績 《団体等に対する助成》]								
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
定数 (平成16年4月1日現在)	235 人	23 人	10 人	44 人	28 人	15 人	23 人	28 人
補助金額 (県・市町村単独分を含む)	29,374 千円	3,426 千円	2,300 千円	6,586 千円	5,554 千円	2,432 千円	4,750 千円	4,726 千円
算出方法	1人当たり 120,412 円 1地区当たり 67,320 円 活動費・研修費・事務費等を含む。	1人当たり 120,000 円 総務活動費 446,000 円 一般旅費 220,000 円	活動費 870,000 円 実費弁償費 528,000 円 旅費 80,000 円 視察研修費 732,000 円 需用費 20,000 円 負担金 70,000 円	1人当たり 140,615 円 地区民生委員協議会助成金 387,000 円 会長活動費 11,920 円	活動費 3,342,000 円 実費弁償費 1,022,310 円 視察研修費 464,555 円 会議費 295,261 円 負担金 176,325 円 事務費等 98,946 円	定例会議費 1,988,083 円 研修会議費 337,430 円 事務費 106,487 円	活動費 2,772,000 円 研修費 976,633 円 費用弁償費 688,760 円 負担金 140,300 円 需用費 171,739 円	活動費 3,524,638 円 研修費 643,036 円 会議費 372,939 円 負担金等 185,800 円
事務局	岩国市民生委員・児童委員協議会・・・社会福祉協議会 16地区民生委員・児童委員協議会・・・各団体	社会福祉協議会	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
1. 各市町村に地区民生・児童委員協議会が存続しているが、岩国市は、16地区民生委員・児童委員協議会の上部組織として、岩国市民生委員・児童委員協議会が組織されている。 2. 補助金の額について、岩国市は1人当たりの単価をきめて算出しているが、町村によっては、研修費、実費弁償費等の名目で補助しているところもある。また、補助額に相違がある。 3. 各民生委員・児童委員協議会の事務局が市町村によって異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			1. 新市の一体性を考え、各市町村の協議会が一体化されるようはたらきかけを行う。 2. 補助額は、岩国市の補助金算出方法をベース(1人当たり・1地区当たりとして算出する。)に、新市に移行後、速やかに調整する。 3. 旧町村の事務局については、それぞれの団体もしくは、社会福祉協議会で執り行ってもらえるようはたらきかける。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会関係補助金（遺族連合会等補助金）	部会名	健康福祉
-------	--------------------	-----	------

各自治体の現況								
[平成14年度実績] ＜＜団体等に対する助成＞＞								
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
補助金合計	158 千円	0 千円	600 千円	1,062 千円	1,560 千円	200 千円	800 千円	144 千円
事務局	団体	社会福祉協議会	社会福祉協議会	団体	錦町	美川町	社会福祉協議会	社会福祉協議会
備考	慰霊祭は、遺族会後援会（戦没者の遺族以外の人で構成。）が主催して実施。（補助額 284 千円）	社会福祉協議会から団体への補助あり。戦没者追悼式は、町が主催して実施。	戦没者慰霊祭は、社会福祉協議会と遺族会が共催して実施。（隔年、靖国神社へ参拝。）	追悼式は、町が主催（遺族会は共催。）して実施。	戦没者慰霊祭は、団体が主催して実施。県慰霊祭後に2泊3日の研修旅行を実施。	戦没者追悼式は、町が主催して実施。	戦没者慰霊祭は、遺族会が主催して実施。	戦没者慰霊祭は遺族会が主催して実施。
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容			
1. 各市町村に団体が存在し、その活動内容によって、補助金が異なる。 2. 構成員が高齢であるため、事務局を自治体・社協が執り行なっている自治体がある。 3. 追悼式等を自治体で行っている町がある。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			1. 歴史的な経緯など地域の特殊性を考慮しながら、組織を統合するはたらきかけを行う。 2. 事務局については、社会福祉協議会組織の一体化が図られる中で、協議、調整をはたらきかける。できるだけ、団体に執り行ってもらうようはたらきかけを行う。 3. 追悼式等については、団体に主催してもらうようはたらきかける。 4. 補助額については、それぞれの活動の内容によって定めることとする。			

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会関係補助金(地域福祉基金補助事業補助金)	部 会 名	健康福祉
-------	------------------------	-------	------

各自治体の現況

区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
基金積立年度	平成3～5年度	平成元年度	平成3～5年度	平成4年度	平成3～5年度	平成3～5年度	平成3～5年度	平成3～5年度
当初積立額	459,000 千円	168,373 千円	105,098 千円	221,316 千円	155,800 千円	114,722 千円	160,000 千円	176,759 千円
平成14年度末現在額	459,000 千円	171,148 千円	105,650 千円	246,469 千円	157,755 千円	114,722 千円	152,500 千円	176,759 千円
平成14年度利子	323 千円	51 千円	2 千円	150 千円	73 千円	2 千円	55 千円	319 千円
平成14年度基金取崩し額	323 千円	51 千円	14,000 千円	150 千円	73 千円	2 千円	55 千円	319 千円
平成14年度一般会計一般財源等からの繰入れ額	1,358 千円	0 円	0 円	17,709 千円	827 千円 (うち社協事業費 357 千円)	1,102 千円	7,500 千円	0 千円
補助事業費金額	1,681 千円	51 千円	14,000 千円	17,859 千円	900 千円	1,104 千円	7,555 千円	319 千円
補助事業内訳 (平成14年度)	社協さわやかサービス事業 850 千円 言語訓練事業 416 千円 岩国地域障害児サマースクール 90 千円 心身障害児(者)親と子の療育キャンプ 90 千円 民間福祉型サービス活動事業 100 千円 身体障害者リフレッシュ事業 45 千円 障害児地域活動事業 45 千円 自閉症児野外活動事業 45 千円	奨学金育成助成 51 千円	介護予防拠点事業 14,000 千円 (平成14年度のみ)	敬老会費 15,331 千円 老人福祉タクシー助成事業 2,528 千円	町総合社会福祉大会 900 千円	福祉タクシー助成事業 1,104 千円	法人運営事業(社会福祉協議会) 7,555 千円	独居老人に対する愛の一声運動 319 千円
基金管理	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町社会福祉協議会	美川町	美和町社会福祉協議会	玖珂町

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
利率の低下により、事業実施にあたって、一般会計から一般財源等の繰入れが必要になっていることから、事業採択の精査が求められている。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方で検討する。 () 7 その他()	新市に移行後、速やかに調整する。 ただし、敬老会費（周東町）、老人福祉タクシー助成事業（周東町）、福祉タクシー助成事業（美川町）については、「高齢・障害者福祉関係事業の取扱い」の調整方針による。

事務事業等比較検討票

事務事業名		社会関係補助金（低所得者等援護対策）		部 会 名		健康福祉		
各 自 治 体 の 現 況								
[平成14年度実績]								
	対象者	岩国市				由宇町	本郷村・周東町・錦町 美川町・美和町	玖珂町
事業目的		《特別扶助費》 社会的に恵まれない者（生活保護世帯）に対し、慰謝激励を目的として、夏期及び年末に援護金品を支給する。				《由宇町年末見舞金支給》 生活保護世帯等に対し、年末における生活費の増大に対して、負担の軽減または社会福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給する。	—	《玖珂町歳末見舞金給付》 生活に困窮していると認められる者に対し歳末見舞金を支給することにより慰謝激励し、自立の支援と福祉の増進を図る。
市町村分	生活保護世帯	〔夏季〕 〔年末〕 居宅1人世帯 6,450 円 449 世帯 9,050 円 466 世帯 // 2人世帯 7,050 円 99 世帯 9,750 円 100 世帯 // 3人世帯 7,850 円 23 世帯 10,650 円 23 世帯 // 4人世帯 8,450 円 11 世帯 11,550 円 12 世帯 // 5人世帯 9,250 円 3 世帯 10,650 円 4 世帯 // 6人世帯 9,750 円 5 世帯 13,250 円 3 世帯 // 7人世帯 10,450 円 1 世帯 13,950 円 1 世帯 入院 3,550 円 48 世帯 4,250 円 51 世帯 合計 4,125 千円 639 世帯 5,896 千円 660 世帯				年末5,500 円 18 人 合計 99 千円	—	年末8 千円 39 世帯 合計 312 千円 ※平成15・16年度実績なし
	準要保護世帯、母子世帯、父子世帯、 養育者世帯、交通遺児世帯、療育手帳 保持世帯、精神保健福祉手帳保持世帯、 一人暮らし老人、寝たきり老人、重度 障害者等					年末4,500 円 570 人 合計 2,565 千円	—	《準要保護世帯のみ対象》 年末2 千円 16 世帯 合計32 千円 ※社会福祉協議会からは、別に 6 千円給付
《参考》 山口県分	生活保護世帯	〔夏季〕 〔年末〕 居宅1人世帯 3,770 円 449 世帯 4,950 円 466 世帯 // 2人世帯 4,080 円 99 世帯 5,550 円 100 世帯 // 3人世帯 4,380 円 23 世帯 6,250 円 23 世帯 // 4人世帯 4,810 円 11 世帯 6,850 円 12 世帯 // 5人世帯 5,240 円 3 世帯 7,250 円 4 世帯 // 6人世帯 5,700 円 5 世帯 7,250 円 3 世帯 // 7人世帯 6,260 円 1 世帯 7,250 円 1 世帯 入院 2,800 円 41 世帯 3,600 円 40 世帯 合計 2,416 千円 632 世帯 3,290 千円 649 世帯				同左	同左	同左
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容		
1. 岩国市、由宇町、玖珂町のみで実施されている事業であるが、援護対策を行う対象者が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。				岩国市の特別扶助費については、生活保護水準の向上などにより、制度の意義、必要性が薄れていることから、合併時まで廃止する。 また、由宇町、玖珂町の年末見舞金についても、合併時に廃止する。		
2. 岩国市の制度は、単市事業として同様な制度が県内全市で取り組まれているが、ほとんどの市で見直しが検討されており、平成16年度から廃止の方向付けがなされている市もある。		() 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()				《参考》 町村の生活保護世帯については、合併時、級地の変更により、生活扶助費等が増額する。 岩国市…2－2級地、由宇町・玖珂町…3－1級地、その他の町村…3－2級地 ⇒ 新市…2－2級地		
3. 県の制度についても、現在、見直しの検討がなされている。								

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会関係補助金(団体、事業等補助金)	部 会 名	健康福祉
-------	--------------------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況									
[平成14年度実績] 《団体等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
保護司会補助金	岩国地区保護司会補助金 162 千円	柳井地区保護司会補助金 75 千円 由宇町保護司会補助金 20 千円	玖北地区保護司会補助金 101 千円	玖珂西地区保護司会補助金 150 千円	玖北地区保護司会補助金 185 千円	玖北地区保護司会補助金 123 千円	玖北地区保護司会補助金 197 千円 美和町保護司会補助金 40 千円	玖珂西地区保護司会補助金 100 千円 町保護司活動費助成 45 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
更生保護女性会補助金	岩国地区更生保護女性会補助金 0 千円	由宇町更生保護女性会補助金 35 千円	本郷村更生保護女性会補助金 45 千円	周東町更生保護女性会補助金 76 千円	錦町更生保護女性会補助金 81 千円	美川町更生保護女性会補助金 85 千円	美和町更生保護女性会補助金 81 千円	玖珂町更生保護女性会補助金 90 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
傷痍軍人会補助金	岩国市傷痍軍人会補助金 0 千円	—	—	周東町傷痍軍人会補助金 70 千円	玖北傷痍軍人会補助金 74 千円	玖北傷痍軍人会補助金 7 千円	—	—	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
原爆被害者の会補助金	岩国市原爆被害者の会 200 千円	—	—	—	—	—	—	—	5 新市に移行後も当面、現行のとおりとし、随時調整する。
《事業等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
災害援護資金貸付金利子補給補助金	災害援護資金貸付金利子補給補助金 0 千円 (平成 15 年度から支出)	—	—	災害援護資金貸付金利子補給補助金 0 千円 (平成 15 年度から支出)	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。(県補助事業)
南方地域戦没者慰霊祭参列遺族補助金	山口県南方地域戦没者慰霊祭参列遺族補助金 80 千円	—	—	南方地域戦没者慰霊遺族補助金 80 千円	南方地域戦没者慰霊遺族補助金 80 千円	—	南方地域戦没者慰霊遺族補助金 40 千円	—	2 岩国市、周東町、錦町、美和町の例による。(県補助事業)
問 題 点 ・ 課 題 点				調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
市町村により、補助内容が異なる。				() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()					

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(団体等補助金)	部 会 名	健康福祉
-------	-------------------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況									
[平成14年度実績] 《団体等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
老人クラブ補助金	老人クラブ補助金 5,292 千円	老人クラブ補助金 1,071 千円	老人クラブ補助金 259 千円	老人クラブ補助金 1,490 千円	老人クラブ補助金 838 千円	老人クラブ補助金 558 千円	老人クラブ補助金 1,900 千円	老人クラブ補助金 1,099 千円	2 岩国市、由宇町、周東町、錦町の例による。(国県の補助制度による。)
老人クラブ連合会補助金	岩国市老人クラブ連合会補助金 859 千円	由宇町老人クラブ連合会活動促進事業補助金 695 千円	本郷村老人クラブ連合会補助金 1,260 千円	周東町老人クラブ連合会補助金 466 千円	錦町老人クラブ連合会補助金 448 千円	美川町老人クラブ補助金(連合) 281 千円	美和町老人クラブ補助金(連合) 700 千円	玖珂町老人クラブ連合会補助金 295 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。(国県の補助制度による。)
身体障害者団体補助金	岩国市身体障害者団体連合会補助金 320 千円	由宇町身体障害者協会補助金 190 千円	あけぼの会補助金 90 千円	周東町身体障害者協会の補助金 690 千円	錦町身体障害者連合会補助金 200 千円	美川町身体障害者親睦会補助金 252 千円	美和町身体障害者協会の運営費補助金 300 千円	玖珂町身体障害者協会の補助金 297 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
心身障害者(児)等父母の会補助金	岩国市肢体不自由児父母の会補助金 144 千円	由宇町心身障害者(児)父母の会補助金 10 千円	本郷村心身障害者(児)父母の会補助金 45 千円	周東町心身障害児父母の会補助金 40 千円	錦町心身障害児父母の会補助金 100 千円 (平成15年度)	美川町心身障害児父母の会補助金 72 千円	美和町心身障害児父母の会補助金 100 千円	玖珂町手をつなぐ育成会の補助金 117 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金	—	玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金 10 千円	— (上記団体が支出) 10 千円	玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金 10 千円	— (上記団体が支出) 10 千円	玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金 10 千円	玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金 10 千円	玖珂郡心身障害児(者)父母の会補助金 10 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
介護支援専門員協議会補助金	岩国市介護支援専門員連絡協議会補助金 0 千円	由宇町介護支援専門員連絡協議会補助金 50 千円	玖北介護支援専門員連絡会補助金 0 千円	玖西介護支援専門員連絡会補助金 90 千円	玖北介護支援専門員連絡会補助金 0 千円	玖北介護支援専門員連絡会補助金 0 千円	玖北介護支援専門員連絡会補助金 0 千円	玖西介護支援専門員連絡会補助金 90 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
問 題 点 ・ 課 題 点				調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
市町村によって、補助内容が異なる。				() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()					

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(高齢者福祉事業等補助金)	部会名	健康福祉
-------	------------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] 《事業等に対する助成》									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
老人福祉センター補助金	老人福祉センター運営費補助金 20,442 千円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
寝たきり老人訪問理髪サービス補助金	寝たきり老人訪問理髪サービス事業(委託料) 14 千円	—	—	寝たきり老人理髪サービス事業費補助金 49 千円	—	—	ねたきり老人訪問理髪サービス事業補助 6 千円	寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業(委託料) 48 千円	2 岩国市、玖珂町、周東町、美和町の例による。(国県補助事業)
友愛訪問活動助成金	友愛訪問活動事業(委託料) 1,248 千円	友愛訪問活動助成金 60 千円	—	—	友愛訪問活動事業(委託料) 360 千円	友愛訪問活動助成金 140 千円	—	友愛訪問活動助成 30 千円	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町、美川町の例による。(国県補助事業)
高齢者文化活動事業補助金	—	高齢者文化活動事業補助金 450 千円	—	—	高齢者文化活動事業補助金 450 千円	—	—	—	2 由宇町、錦町の例による。(県補助事業)
はり、きゅう等施術費助成(一般会計)	— 《参考》 国民健康保険特別会計(補助金) 16,606 千円	はり、きゅう等施術費助成(扶助費) 157 千円	—	はり、きゅう等施術費助成(扶助費) 3,306 千円	—	—	—	はり、きゅう等施術費助成 2,048 千円	3 合併時に新たな制度を創設する。ただし、玖珂町、周東町については、当面、現行のとおりとし、随時調整する。
高齢者地域活動事業補助金	—	—	—	—	—	—	—	高齢者なごみの家助成 180 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
高齢者関係各種事業補助金	—	—	—	—	—	老人敬愛運動事業補助金 20 千円	—	ふれあい・いきいきサロン助成 70 千円	6 合併時に、廃止する。(老人敬愛運動事業は、学校内の事業費で対応することを検討。ふれあい・いきいきサロン助成は、社会福祉協議会助成制度を活用した事業実施を求める。)
問題点・課題点				調整方針			具体的調整内容		
市町村によって、補助内容が異なる。				() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()					

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(障害者福祉事業等補助金)	部 会 名	健康福祉
-------	------------------------	-------	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] ≪事業等に対する助成≫									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
心身障害者 扶養共済制 度補助金	心身障害者扶養共済制度 補助金 934 千円	心身障害者扶養共済制 度掛金助成(扶助費) 200 千円	—	心身障害者扶養共済制度 掛金助成(扶助費) 115 千円	—	—	—	心身障害者扶養共済掛金 助成(補助金) 1,434 千円	2 岩国市、由宇町、玖珂 町、周東町の例により調 整する。
療育キャン プ推進事業 補助金	— (療育キャンプ参加費用助 成要綱) 0 円	—	—	心身障害者(児)療育キャ ンプ推進事業補助金 46 千円	—	—	—	—	2 岩国市、周東町の例によ る。
知的障害者 生活援助事 業補助金	—	—	—	知的障害者生活援助事業 補助金 120 千円	—	—	—	—	2 周東町の例による。(県 補助事業)
身体障害者 授産施設運 営費補助金	—	身体障害者小規模通所 授産施設運営助成費補 助金 「由宇あけぼの園」 11,000 千円	—	—	—	—	—	知的障害者小規模通所授 産施設「ささみ園」補助金 1,780 千円	1 現行のとおりとする。(国 県補助事業)
心身障害者 福祉作業所 運営費補助 金	心身障害者(児)福祉推進 事業(委託料) 「みのり園」「かつら福祉園」 6,798 千円	—	—	心身障害者福祉作業所事 業(委託料/単町事業) 「鹿の子園」 2,656 千円	—	—	心身障害者福祉作業所設 置運営費補助金「みどり 園」 5,340 千円	心身障害者福祉作業所設 置運営事業(委託料) 8,898 千円 ※平成15年2月以降、授 産施設に移行	1 現行のとおりとする。(国 県補助事業)
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容		
市町村によって、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()						

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(障害者福祉事業等補助金)	部会名	健康福祉
-------	------------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] 《事業等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
精神障害者 共同作業所 運営費補助 金	精神障害者共同作業所運 営費補助金 3,302 千円	同左 236 千円	同左 18 千円	同左 198 千円	同左 56 千円	同左 24 千円	同左 70 千円	同左 258 千円	1 現行のとおりとする。(県 補助事業)
精神障害者 授産施設運 営費補助金	精神障害者社会復帰施設 運営費補助金 11,000 千円 (うち国県補助金 8,250 千円 市負担額 2,057 千円 玖珂郡阿村分 693 千円)	同左 83 千円	同左 11 千円	同左 273 千円	同左 36 千円	同左 16 千円	同左 82 千円	同左 134 千円	1 現行のとおりとする。(国 県補助事業)
重度障害者 (児) 住宅改 善費補助金	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助費) 392 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助 費) 200 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助 費) 0 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助費) 0 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助費) 0 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助費) 0 千円	重度障害者(児) 日常生活 用具給付事業(扶助費) 0 千円	重症心身障害者(児) 住宅 改善費補助金 0 千円	2 岩国市、由宇町、本郷 村、錦町、美川町、美和 町の例による。(国県補 助事業による。)
身体障害者 補装具等自 己負担金助 成	—	—	—	—	—	—	—	身体障害者補装具及び日 常生活用具負担助成事業 補助金 168 千円	6 合併時に、廃止する。(国 が定める所得状況に応じ た自己負担を求めること が適切であるため。)
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容			
市町村によって、補助内容が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()							

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(社会福祉施設整備等補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------------	-----	------

各自治体の現況									
＜＜事業等に対する補助＞＞									
区 分		岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
施設整備関係	建物整備費に対する補助	国庫補助基本額と国庫補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額に 1/8 を乗じて得た額を補助する。	(1)予算の範囲内で、町長が決定する。 (2)整備する施設によって、補助率(1/3～1/8)が異なる。	村長が必要と認めるときは、予算の範囲内において助成する。	町長が必要と認めるとき、予算の範囲内において交付する。	－	予算の範囲内において、その都度、個別に対応する。	－	町長は必要があると認めるときは、予算の範囲内において助成する。
	設備整備費に対する補助	同上	同上	－	－	－	－	－	－
	平成 14 年度実績	民間保育所平田保育園改築事業費 14,904 千円	－	－	－	－	－	－	玖珂保育園増築補助 2,443 千円
借入金元利償還関係	借入金償還元金に対する補助	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の 3/5 の額を補助する。 ただし、山口県から直接補助を受けることができる場合は、その補助金を控除して得た額の 3/5 の額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の 7 割を補助する。	社会福祉法人の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の 1/2 の額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の全額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の全額を補助する。	－	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の全額を補助する。 ただし、山口県から直接補助を受けている場合は、その補助金を控除した額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の元金の償還額の全額を補助する。
	借入金利息に対する補助	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息の 3/5 の額を補助する。 ただし、山口県から直接補助を受けることができる場合は、その補助金を控除して得た額の 3/5 の額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息のうち、山口県からの利息補助を差し引いた全額を補助する。	社会福祉法人の償還年次表に基づき各年度の借入金利息のうち、1/2 を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息の全額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息の全額を補助する。	－	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息の全額を補助する。 ただし、山口県から直接補助を受けている場合は、その補助金を控除した額を補助する。	社会福祉・医療事業団等の償還年次表に基づき各年度の借入金利息の全額を補助する。
	平成 14 年度実績	特別養護老人ホーム施設整備資金借入金償還元利補助金 20,318 千円 老人デイサービスセンター施設整備資金借入金償還元利補助金 2,727 千円 知的障害者授産施設整備資金借入金償還元利補助金 553 千円 民間保育所施設整備借入金元利補助金 583 千円	特別養護老人ホーム施設整備資金借入金償還元利補助金 7,318 千円 老人デイサービスセンター施設整備資金借入金償還元利補助金 2,562 千円	特別養護老人ホーム元利償還補助金 320 千円	デイサービスセンター建設元利償還補助金 1,346 千円 ショートステイ増床元利償還補助金 5,550 千円	特別養護老人ホーム錦苑建設資金借入金償還金補助金 10,368 千円	－	美和苑建設資金借入償還費補助金 1,269 千円 デイサービスセンター建設元利償還補助金 1,104 千円 知的障害者更生施設陽の出園借入償還費補助金 5,176 千円	特別養護老人ホーム玖珂苑建設費助成 9,510 千円
※岩国市の借入金元利償還金関係分については、平成 15 年 10 月 1 日から補助額を 3/5 から 1/2 に改正。									

事務事業等比較検討票

事務事業名	高齢障害関係補助金(社会福祉施設整備等補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------------	-----	------

各自治体の現況								
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町
土地関係	土地の買収又は整地に要する費用に対する補助 (1)土地の買収に要する費用 買収価格は、土地評価委員会等の評価額を参考にし、単価を決定する。上記により算定した額と実売買価格とを比較して少ない方の額に 1/2 を乗じて得た額を補助する。 (2)整地に要する費用 対象とする土地の面積に対する実費用額に 1/2 を乗じて得た額を補助する。 ※土地の買収又は整地に対する費用に対する補助金の額は、買収費と整地費の合計補助額が 1 億円を超えるときは、1 億円を限度とする。	—	—	—	—	—	—	—
平成 14 年度実績	—	—	—	—	—	—	—	—
問題点・課題点		調整方針			具体的調整内容			
市町村によって、助成制度の内容、補助率が異なる。		(◎) 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			1. 既に補助を実施している施設、及び合併時までに整備計画が具体化されている施設(高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画等に明記されており、施設の建設及び完了等が合併後になるものを含む。)については、新市に移行後もそれぞれの市町村の現行の補助内容で補助を行う。 2. 合併時までに整備計画が具体化されていない施設については、新市に移行後、速やかに調整する。			

事務事業等比較検討票

事務事業名	児童家庭関係補助金(団体等補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] 《団体等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
東部里親会補助金	東部里親会補助金 17 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	同左 10 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
母子寡婦福祉連合会補助金	岩国市母子寡婦福祉連合会補助金 144 千円	由宇町母子寡婦福祉会補助金 0 千円	本郷村母子寡婦福祉会補助金 144 千円	周東町母子福祉連合会補助金 126 千円	錦町母子寡婦福祉会補助金 300 千円	美川町母子寡婦福祉会補助金 240 千円	美和町母子寡婦福祉連合会補助金 81 千円	－	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
民間保育所関係市町村補助金	－ (特別運営費委託料) 14,580 千円	－	－	上祖生保育園運営費補助金 2,040 千円	－	－	－	－	4 新市に移行後、速やかに調整し、新たに定めた基準に基づいた補助を行う。
問 題 点 ・ 課 題 点				調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
市町村により、補助内容が異なる。				() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()					

事務事業等比較検討票

事務事業名	児童家庭関係補助金(事業等補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
〔平成14年度実績〕＜事業等に対する助成＞									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
延長保育事業費補助金	民間保育所延長保育事業補助金 59,296 千円	開所時間延長促進事業補助金 5,214 千円 延長保育等促進基盤整備事業補助金 1,811 千円	－	－	延長保育促進事業補助金 5,129 千円	－	－	延長保育促進事業補助金 5,741 千円	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町の例による。ただし、具体的な実施については、各保育所の実情により対応する。(国県補助事業)
研修代替職員雇用費補助金	民間保育所研修代替職員雇用費補助金 236 千円 民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業費補助金 88 千円	研修代替職員雇用事業補助金 164 千円	－	研修代替員雇用費補助金 17 千円	研修代替員雇用費補助金 92 千円	－	－	－	2 岩国市、由宇町、周東町、錦町の例による。(国県補助事業)
地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金 600 千円	保育所地域活動事業費補助 1,666 千円	保育所地域活動事業費補助金 120 千円	－	保育所地域活動費補助金 234 千円	－	－	－	2 岩国市、由宇町、本郷村、錦町の例による。(国県補助事業)
一時保育事業費補助金	一時保育事業費補助金 6,449 千円	一時的保育サービス事業補助金 1,653 千円	－	－	一時保育事業補助金 68 千円	－	一時保育事業補助金 46 千円	－	2 岩国市、由宇町、錦町、美和町の例による。ただし、具体的な実施については、各保育所の実情により対応する。(国県補助事業)
休日保育事業費補助金	休日保育事業費補助金 1,500 千円	－	－	－	－	－	－	－	2 岩国市の例による。ただし、具体的な実施については、各保育所の実情により対応する。(国県補助事業)
乳児保育事業費補助金	－	乳児保育事業費補助金 3,613 千円	－	－	－	－	－	乳児保育促進事業 4,529 千円	2 由宇町、玖珂町の例による。ただし、具体的な実施については、各保育所の実情により対応する。(国県補助事業)

事務事業等比較検討票

事務事業名	児童家庭関係補助金(事業等補助金)	部会名	健康福祉
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] <<事業等に対する助成>>									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
障害児保育事業費補助金	障害児保育事業費委託料 2,717 千円	障害児保育事業費補助金 468 千円	—	—	障害児保育補助金 890 千円 (平成 15 年度は該当なし)	—	—	障害児保育事業補助金 784 千円 (平成 15 年度実績)	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町の例による。ただし、具体的な実施については、各保育所の実情により対応する。(県及び単独市町補助事業)
施設入所児童健康診断事業費補助金	民間保育サービス施設入所児童健康診断事業費補助金 37 千円	—	—	—	—	—	—	—	1 岩国市の例による。(県補助事業)
母親クラブ活動費補助金	母親クラブ活動費補助金 945 千円	—	地域組織活動事業母親クラブ助成費補助金 189 千円	母親クラブ活動費補助金 1,512 千円	—	ほのぼの教室補助金 190 千円	母親クラブ活動費補助金 189 千円	母親クラブ活動補助金 1,020 千円	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、美川町、美和町の例による。(国県補助事業)
保育所通園費補助金	—	保育園児バス定期代補助金 123 千円	— (村営バス利用の際、通学定期を 1/4 に減免)	— (通園バス運行委託料) 2,687 千円	—	— (通園バス運行委託料等) 2,407 千円	—	—	5 新市に移行後も当面、現行のとおりとし、随時調整する。
チャイルドシート購入費補助金	チャイルドシート購入費補助金(平成 15 年度以降廃止) 48 千円	—	チャイルドシート購入費補助金 6 千円	チャイルドシート購入費補助金 642 千円	—	チャイルドシート購入費補助金 19 千円	—	チャイルドシート購入補助金 573 千円	6 法改正後、3 年以上経過し、制度が定着していることから、合併時に廃止する。
問題点・課題点			調整方針				具体的調整内容		
市町村により、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()						

事務事業等比較検討票

事務事業名	健康管理関係補助金(団体、事業等補助金)	部会名	健康福祉
-------	----------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] <<団体等に対する助成>>									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
医療機関運営費補助金	医療センター医師会病院 救急部門運営費補助金 (補助分) 31,968 千円 医療センター医師会病院 救急部門運営費補助金 (単独分) 61,578 千円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
辺地医療交付金	—	—	—	—	—	辺地医療交付金 2,057 千円	—	—	5 新市移行後も当面、現行 とおりとし、随時調整する。
医療関係団体補助金	—	三師会補助金 500 千円	—	—	—	—	—	—	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
母子保健推進協議会補助金	岩国市母子保健推進協議会 (報償費・旅費・負担金) 2,248 千円	由宇町母子保健推進協議会 助成金 200 千円 (他に委託料) 200 千円	本郷村健康推進員協議会 (委託料・負担金等) 312 千円	周東町母子保健推進協議会 補助金 43 千円 (他に報償費) 581 千円	錦町母子保健推進協議会 (委託料・負担金) 318 千円	美川町母子保健推進協会 (委託料) 230 千円	美和町母子保健推進協会 (委託料) 602 千円	玖珂町母子保健推進協議会 (委託料) 800 千円	4 組織統合の働きかけを行 うとともに、新市に移行 後、速やかに調整する。
健康管理関係各種団体補助金	—	—	—	—	ひまわりの会補助金 (在宅介護の会) 30 千円	—	—	—	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
<<事業等に対する助成>>									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
予防接種対策給付金	予防接種対策給付金 4,727 千円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
問題点・課題点		調整方針				具体的調整内容			
市町村により、補助内容が異なる。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 (◎) 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()							

事務事業等比較検討票

事務事業名	生活環境関係補助金(団体等補助金)	部会名	生活環境
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] ≪団体等に対する助成≫									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
環境衛生連 合会等補助 金	岩国市環境衛生連合会補助 金 576 千円 (H14 委託料 3,122 千円) (H15 委託料 0 千円)	由宇町環境衛生連合会助成 金 5,100 千円	本郷村環境衛生連合会 0 千円	周東町環境衛生推進協議会 補助金 500 千円	錦町環境衛生連合会 0 千円	美川町環境衛生連合会 0 千円	美和町環境衛生連合会補助 金 50 千円	玖珂町環境衛生推進協議会 0 千円	4 組織統合の働きかけを行 うとともに、新市に移行 後、速やかに調整する。
食品衛生協 会等補助金	岩国管内食品衛生協会補助 金 73 千円	岩国管内食品衛生協会補助 金 75 千円 由宇町食品衛生総合協会助 成金 280 千円	岩国管内食品衛生協会補助 金 33 千円 本郷村食品衛生組合 0 千円	玖珂西食品衛生協会補助金 50 千円	岩国管内食品衛生協会補助 金 74 千円 錦町食品衛生組合補助金 20 千円 高須食品衛生組合補助金 50 千円	岩国管内食品衛生協会補助 金 42 千円 河山地区食品衛生組合補助 金 13 千円 桑根地区食品衛生組合補助 金 13 千円	岩国管内食品衛生協会補助 金 61 千円	玖珂西食品衛生協会補助金 50 千円	4 組織統合の働きかけを行 うとともに、新市に移行 後、速やかに調整する。
生活環境関 係各種団体 補助金	麻里布地区環境美化推進協 議会補助金 7,500 千円 史跡名水桜井戸保存会補助 金 160 千円	—	—	—	宇佐川をきれいにする会補 助金 200 千円	—	—	—	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
問 題 点 ・ 課 題 点				調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
市町村により、補助内容が異なる。				() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他					

事務事業等比較検討票

事務事業名	生活環境関係補助金(事業等補助金)	部会名	生活環境
-------	-------------------	-----	------

各自治体の現況									
[平成14年度実績] ≪事業等に対する助成≫									
区分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
飲料水供給施設設置整備事業等補助金	—	飲料水供給施設設置事業補助金 0千円 清浄な飲料水を確保するための補助金 784千円	—	—	簡便水道施設費補助金 655千円	飲料水供給施設に関する補助金 0千円	飲料水共同供給施設補助金 1,600千円	—	3 合併時に、制度を創設する。
公衆浴場関係補助金	公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金 204千円 公衆浴場経営合理化事業費補助金 82千円 公衆浴場運営費補助金 1,120千円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。(県補助事業)
食文化セミナー開催補助金	食文化セミナー開催補助金 160千円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
生活環境関係各種事業補助金	—	—	—	—	—	—	—	合併処理浄化槽法定検査料補助 474千円 犬・猫不妊・去勢手術補助金 413千円	6 合併時に、廃止する。(合併処理浄化槽法定検査料補助は、法定検査料のため、自己負担を求めることが適切である。犬・猫不妊・去勢手術補助金は、愛玩動物の手術のため、自己負担を求めることが適切である。)
問題点・課題点			調整方針				具体的調整内容		
市町村により、補助内容が異なる。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他						

事務事業等比較検討票

事務事業名	農林関係補助金(農林業振興団体等補助金)	部 会 名	経 済
-------	----------------------	-------	-----

各 自 治 体 の 現 況									
〔平成14年度実績〕＜団体等に対する助成＞									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
農林業生産者団体等補助金	—	農業畜産地等生産経営助成金(柑橘・施設園芸・椎茸・花卉・蓮根・小物野菜・特産品開発団体への助成) 1,960千円	生産組合補助金 ・梨生産組合 90千円 ・わさび生産組合 90千円 ・肉用牛生産組合 90千円 ・イチョウ生産組合 90千円 林業研究会補助事業(研修活動支援) 50千円	集団組織育成事業(イチゴ・野菜・肉用牛・和牛・牧野組合への助成) 163千円 椎茸生産促進事業(生産組合育成等補助金) 122千円 林業技術普及活動指導補助金(5団体助成) 41千円	農林業経営改善団体育成事業(農林業者が組織する団体への助成) 1,600千円 林業用稚苗生産事業(育苗組合生産事業助成) 190千円	生産組合補助金 ・栗生産組合 34千円 ・わさび生産組合 34千円 ・肉用牛生産組合 34千円 里山人みかわ補助金(都市農村交流活動助成) 50千円	農林業振興連絡協議会補助金(栗・和牛・花卉・わさび・椎茸・緑茶・ほうれん草生産組合・堆肥利用 組合) 567千円 林業研究グループ補助金(2団体活動費助成) 80千円	畜産振興協議会補助 9千円 林業研究会補助金 5千円 ※平成16年度健康な土づくりの会 200千円	5 当面、現行のとおりとし、新市移行後これまでの各地域での取り組みの経緯にも配慮しながら、補助基準等の調整を図る。
農作業受託組合補助金	—	—	農作業受託組合補助金 540千円 (ライスセンター維持管理費 270 千円/ライスセンター運営費 270 千円)	農作業受託組合補助金 0千円	農作業受託組合補助金 0千円	—	農作業受託組合補助金 0千円	(有)グリーンフィールド 0千円	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
土地改良区補助金	土地改良区運営補助金(10土地改良区運営費助成) 2,112千円	由宇町土地改良区補助金(事務費助成) 150千円	本郷村土地改良区助成金(事務費等助成) (H15) 50千円	土地改良事業推進補助金(土地改良区の運営費助成・3団体) 3,176千円	向峠土地改良区補助金 0千円	—	美和町土地改良区助成金(運営費助成) 500千円	大坪土地改良区補助金 0千円	5 当面、現行のとおりとし、土地改良区の事務の取り扱いも含め随時調整する。
水利組合補助金	水利組合運営補助金(5水利組合運営費助成) 108千円	水利組合補助金(2水利組合維持管理費等補助金) 700千円	—	—	—	—	—	—	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
農業管理センター補助金	—	由宇町農業管理センター助成(運営費助成) 500千円	—	—	錦町農業管理センター助成(運営費助成) 1,000千円	—	美和町農業管理センター補助金(運営費等助成) 600千円	—	5 当面、現行のとおりとし、農業管理センター組織の検討を行う中で、補助金についても随時調整する。
農業関連施設補助金	—	—	—	川越交流センター運営費補助金 150千円	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
木材協会補助金	山口県木材協会岩国支部補助金 225千円	山口県木材協会岩国支部補助金 30千円	山口県木材協会玖北支部補助金 90千円	山口県木材協会岩国支部補助金 55千円	山口県木材協会玖北支部補助金 225千円	山口県木材協会玖北支部補助金 135千円	山口県木材協会岩国支部補助金 150千円	山口県木材協会岩国支部補助金 30千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
女性団体等補助金	岩国市生活改善実行グループ連絡協議会補助金 0千円	由宇町生活改善推進協議会補助金 222千円	本郷村生活改善実行グループ連絡協議会補助金 90千円 女性のつどい実行委員会補助金 200千円	周東町生活改善実行グループ連絡協議会助成 65千円	錦町生活改善実行グループ連絡協議会補助金(再掲/地域農業集団育成事業の補助金に含む。175千円) 高根むらづくり協議会補助金 100千円	美川町生活改善実行グループ連絡協議会補助金(H15年度) 286千円	美和町生活改善実行グループ補助金 100千円	玖珂町生活改善実行グループ連絡協議会補助金 135千円	5 当面、現行のとおりとし、新市移行後これまでの各地域での取り組みの経緯にも配慮しながら、補助基準等の調整を図る。

事務事業等比較検討票

事務事業名	農林関係補助金(農林業振興団体等補助金)	部会名	経 済
-------	----------------------	-----	-----

各自治体の現況									
[平成14年度実績] <<事業等に対する助成>>									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
中山間地域等直接支払交付金(国・県補助事業) [国50%・県25%・市町村25%]	中山間地域等直接支払交付金 9,961千円	中山間地域等直接支払交付金 8,299千円	中山間地域等直接支払交付金 7,669千円	中山間地域等直接支払交付金 64,464千円	中山間地域等直接支払交付金 23,068千円	中山間地域等直接支払交付金 1,522千円	中山間地域等直接支払交付金 24,980千円	中山間地域直接支払交付金 1,787千円	1 現行のとおりとする。
森林整備地域活動支援交付金(国・県補助事業) [国50%・県25%・市町村25%]	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) (H15～) 6,000千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) 1,955千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) 85千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) (H15～) 28,500千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) 18,500千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) 778千円	森林整備地域活動支援交付金 (10,000円/ha) 1,055千円	森林整備地域活動支援交付金 10,000円/10ha (H15～) 2,600千円	
畜産振興助成補助金	—	—	—	—	—	—	畜産振興助成補助金 (立岩牧場固定資産残存部分完済までの助成) 338千円	—	
緑の少年隊事業補助金	—	—	緑の少年隊育成事業 (2隊) 40千円	—	緑の少年隊活動事業 (1隊) 30千円	緑の少年隊活動事業 (2隊) 60千円	緑の少年隊活動事業(緑化募金事業からの助成) (1隊) 20千円	—	3 緑化募金事業に関する調整とあわせ、合併時に制度を創設する。
にしき川木の家づくり推進事業補助金	—	—	にしき川木の家づくり推進事業補助金(H15～H17) 300千円	—	にしき川木の家づくり推進事業補助金(H15～H17) 600千円	にしき川木の家づくり推進事業補助金(H15～H17) 300千円	にしき川木の家づくり推進事業補助金(H15～H17) 1,200千円	—	4 新市に移行後、速やかに調整する。
移動放牧システム推進事業補助金	—	—	—	移動放牧システム推進事業補助金(H15) 260千円	—	—	—	—	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
林業技術者研修事業補助金	—	—	—	—	基幹林業技術者研修事業(財団補助事業) 166千円	—	—	—	2 錦町の例により、調整する。
炭窯生産対策事業補助金	—	—	—	—	炭窯生産対策事業補助金(協会補助事業) 300千円	—	—	—	

事務事業等比較検討票

事務事業名	農林関係補助金(農林業振興団体等補助金)	部会名	経 済
-------	----------------------	-----	-----

各自治体の現況																																																																				
[平成14年度実績] <<事業等に対する助成>> <table> <tr> <th>区 分</th><th>岩国市</th><th>由宇町</th><th>本郷村</th><th>周東町</th><th>錦 町</th><th>美川町</th><th>美和町</th><th>玖珂町</th><th>調整方針</th></tr> <tr> <td>ヘルパー制度補助事業補助金</td><td>—</td><td>—</td><td>ヘルパー制度補助事業 90千円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6 合併時に、廃止する。</td></tr> <tr> <td>椎茸種コマ購入助成事業補助金</td><td>—</td><td>—</td><td>椎茸菌接種補助金 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 6千円</td><td>—</td><td>椎茸生産事業 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 18千円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="2">5 当面、現行のとおり とし、随時調整する。</td></tr> <tr> <td>林業機械整備事業補助金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>林業機械整備事業補助金 (林家が町内事業所から 林業機械購入した際補助金支出) 1,624千円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>白蟻病等検診対策事業補助金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>白蟻病等検診対策事業 (国・県補助事業) 38千円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6 合併時に、廃止する。</td></tr> <tr> <td>森林施業団地事業費補助金</td><td>森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 988千円</td><td>[再掲] 造林促進事業補助金のうち施業計画作成費助成 143千円</td><td>森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 139千円</td><td>(平成19年度までの施業計画作成済み)</td><td>森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,256千円</td><td>森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 600千円</td><td>森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,591千円</td><td>(平成19年度までの施業計画作成済み)</td><td>7 森林組合との調整を図り、合併時に補助金単価の統一に努める。</td></tr> </table>										区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	ヘルパー制度補助事業補助金	—	—	ヘルパー制度補助事業 90千円	—	—	—	—	—	6 合併時に、廃止する。	椎茸種コマ購入助成事業補助金	—	—	椎茸菌接種補助金 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 6千円	—	椎茸生産事業 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 18千円	—	—	—	5 当面、現行のとおり とし、随時調整する。	林業機械整備事業補助金	—	—	—	—	林業機械整備事業補助金 (林家が町内事業所から 林業機械購入した際補助金支出) 1,624千円	—	—	—	白蟻病等検診対策事業補助金	—	—	—	—	白蟻病等検診対策事業 (国・県補助事業) 38千円	—	—	—	6 合併時に、廃止する。	森林施業団地事業費補助金	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 988千円	[再掲] 造林促進事業補助金のうち施業計画作成費助成 143千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 139千円	(平成19年度までの施業計画作成済み)	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,256千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 600千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,591千円	(平成19年度までの施業計画作成済み)	7 森林組合との調整を図り、合併時に補助金単価の統一に努める。
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針																																																											
ヘルパー制度補助事業補助金	—	—	ヘルパー制度補助事業 90千円	—	—	—	—	—	6 合併時に、廃止する。																																																											
椎茸種コマ購入助成事業補助金	—	—	椎茸菌接種補助金 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 6千円	—	椎茸生産事業 (種コマ 5000 コマ以上の 購入者への助成) 18千円	—	—	—	5 当面、現行のとおり とし、随時調整する。																																																											
林業機械整備事業補助金	—	—	—	—	林業機械整備事業補助金 (林家が町内事業所から 林業機械購入した際補助金支出) 1,624千円	—	—	—																																																												
白蟻病等検診対策事業補助金	—	—	—	—	白蟻病等検診対策事業 (国・県補助事業) 38千円	—	—	—	6 合併時に、廃止する。																																																											
森林施業団地事業費補助金	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 988千円	[再掲] 造林促進事業補助金のうち施業計画作成費助成 143千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 139千円	(平成19年度までの施業計画作成済み)	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,256千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 600千円	森林施業団地事業費補助金(施業計画作成費助成) 1,591千円	(平成19年度までの施業計画作成済み)	7 森林組合との調整を図り、合併時に補助金単価の統一に努める。																																																											
問 題 点 ・ 課 題 点		調 整 方 針				具 体 的 調 整 内 容																																																														
補助金の交付先となる団体、交付基準、補助金の内容等が異なっている。		() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行とおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()				・ ヘルパー制度補助事業補助金については、平成15年度にJA山口東肉用牛部会が事業主体となり広い範囲で活用できるヘルパー制度を創設したため、単独事業については廃止する。 ・ 白蟻病等検診対策事業補助金については、特定の事業所に対する助成措置であり新市全体の公平性にかけることから廃止する。																																																														

事務事業等比較検討票

事務事業名	商工観光関係補助金(団体等補助金)	部会名	経 済
-------	-------------------	-----	-----

各 自 治 体 の 現 況										
[平成14年度実績 (団体等に対する助成)										
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	
消費生活団体補助金	消費生活連絡会補助金 108 千円	(由宇町生活改善推進協議会)	—	消費生活活動等集団育成補助金 36 千円	消費生活研究会補助金 130 千円	—	—	玖珂町消費者の会補助金 90 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
勤労者団体補助金	岩国地区勤労者団体諸行事補助金 612 千円	—	—	—	—	—	—	—	5 当面、現行のとおりとし、現行制度を尊重しながら補助基準等について随時調整する。	
	岩国地区労働者福祉協議会補助金 216 千円	—	—	—	—	—	—	—		
駐留軍離職者福祉センター対策事業補助金	駐留軍離職者福祉センター対策事業補助金 583 千円	—	—	県駐留軍離職者福祉センター運営補助金 40 千円	—	—	—	県駐留軍離職者福祉センター運営補助金 40 千円		
TMO運営費補助金	TMO運営費補助金 200 千円	—	—	—	—	—	—	—		
中小企業相談所補助金	中小企業相談所補助金 1, 215 千円	—	—	—	—	—	—	—		
観光関係団体補助金	岩国藩鉄砲隊保存事業費補助金 240 千円	—	—	—	—	—	—	—		
	岩国太鼓保存会補助金 (H15) 500 千円	—	—	—	—	—	—	—		
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容				
大半の補助金が、市町村独自の補助金、同種の補助金でも交付基準等異なっているものである。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()							

事務事業等比較検討票

事務事業名	商工観光関係補助金(事業等補助金)	部会名	経 済
-------	-------------------	-----	-----

各自治体の現況									
[平成14年度実績] <<事業に対する助成>>									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業退職金共済掛金補助金 1,868 千円	中小企業退職者共済掛金補助 200 千円	—	中小企業退職金共済掛金補助 134 千円	中小企業退職金共済掛金補助 6 千円	—	—	中小企業退職金共済掛金補助 172 千円	2 岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、錦町の例による。
勤労者福祉制度融資補助金	勤労者福祉制度融資補助金(H15) 47 千円	—	—	—	—	—	—	—	2 岩国市の例による。
住宅用太陽光発電システム設置補助金	—	住宅用太陽光発電システム設置補助 500 千円	—	—	太陽光発電システム設置補助金 500 千円 (平成16年度から予算化)	—	—	住宅用太陽光発電システム設置補助金 3,006 千円 (※平成18年3月失効)	5 当面、現行のとおりとし随時調整する。
工業用水使用料助成金	工業用水使用料助成金(～H18) 26,543 千円	—	—	—	—	—	—	—	1 現行のとおりとする。
中心市街地商業等活性化施設整備費補助金	岩国市中心市街地商業等活性化施設整備費補助金(H15) 1,000 千円	—	—	—	—	—	—	—	3 新市において制度を創設する。
神代駅簡易委託販売所運営費補助金	—	神代駅簡易委託販売所運営費補助金 222 千円	—	—	—	—	—	—	6 合併時に、廃止する。
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容			
大半の補助金が、市町村独自の補助金、同種の補助金でも交付基準等異なっているものである。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()						

事務事業等比較検討票

事務事業名	都市計画関係補助金(事業等補助金)	部会名	建設・都市開発
-------	-------------------	-----	---------

各自治体の現況								
[平成14年度実績] <<事業等に対する助成>>								
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
緑化推進補助金	—	緑化推進補助金(生け垣助成) 57千円	—	—	—	—	—	—
問題点・課題点 調整方針 具体的調整内容								
由宇町の緑化推進補助金は、緑豊かな街並みづくりのため制度化されている。地域や樹種等の制限はない。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 (◎) 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			当分の間、現行のとおりとし随時調整する。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	小・中学校、幼稚園関係補助金(団体等補助金)	部会名	教育
-------	------------------------	-----	----

各自治体の現況

〔平成 14 年度実績〕
《団体等に対する助成》

区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
小・中学校体育連盟補助金	小学校体育連盟補助金 140 千円 中学校体育連盟補助金 1,233 千円	小学校体育連盟負担金 4 千円 中学校体育連盟柳井支部分担金 183 千円	玖北中学校体育連盟負担金 34 千円	－	玖北中学校体育連盟分担金 85 千円	玖北中学校体育連盟負担金 38 千円	玖北中学校体育連盟分担金 146 千円	－	4 新市に移行後、速やかに調整する。
岩国幼稚園協会補助金	2,240 千円	－	－	0 千円	－	－	－	0 千円	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
幼保連絡協議会補助金	－	－	－	－	－	－	－	135 千円	6 合併時に廃止する。
私立幼稚園の職員研修・運営等に関する補助金	－	－	－	私立幼稚園職員研修費補助金 162 千円	－	－	－	私立幼稚園運営費補助金 400 千円	6 合併時に廃止する。

※ 周東町、玖珂町には、私立幼稚園は、周東幼稚園(周東町)、中央幼稚園(玖珂町)の1園ずつしかなく、ともに岩国幼稚園協会に加盟している。
玖珂町の幼保連絡協議会とは、玖珂町の公立幼稚園1園、私立幼稚園1園、私立保育園2園で構成される協議会で、職員研修等を共同で行っている。

事務事業等比較検討票

事務事業名	小・中学校、幼稚園関係補助金(事業等補助金)	部会名	教育
-------	------------------------	-----	----

各自治体の現況									
《事業等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
文化・体育活動等に関する補助金	全国大会選手派遣補助金 837 千円 中国大会選手派遣補助金 371 千円 県体育大会選手派遣補助金 1,274 千円 文化関係大会出場補助金 700 千円 山口県剣道選手権大会補助金 140 千円	吹奏楽大会出場参加料 22 千円	全国中学校スキー選手権大会補助金 300 千円 中学校各種大会参加補助金 800 千円 課外クラブ活動補助金 50 千円	課外活動費補助金 383 千円 合同発表会等事業運営補助金 308 千円 県体育大会等選手派遣補助金 1,100 千円 演奏会出場費補助金 300 千円	錦町立錦中学校文化体育後援会補助金 1,650 千円	中学校教育活動助成金 90 千円	山口県体育大会派遣費補助金 660 千円 町外クラブ参加費補助金 819 千円 小中学校音楽祭補助金 175 千円	県体出場費 377 千円 管内大会出場費 90 千円 吹奏楽出場費 154 千円 課外クラブ助成 500 千円	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
私立幼稚園就園奨励費補助金	114,742 千円	524 千円	－	7,154 千円	－	－	－	6,306 千円	1 現行のとおりとする。
私立幼稚園障害児教育費補助金	294 千円	－	－	0 千円 (該当者なし)	－	－	－	0 千円 (該当者なし)	1 現行のとおりとする。
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	800 千円	－	－	－	－	－	－	－	2 岩国市の例による。
幼稚園通園費助成金	－	町内バス運行定期代助成金 608 千円	－	－	－	－	－	－	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
給食用精米助成金	－	－	－	－	109 千円	－	－	－	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
※ 幼稚園就園奨励費補助金：国の幼稚園就園奨励費補助制度により、経済的に就園困難な公立及び私立幼稚園（認可）に在園している園児の保護者に対して、保育料及び入園料の一部を補助している。 私立幼稚園子育て支援事業費補助金（岩国市）：私立幼稚園の延長保育事業に対して経費の一部を補助している。 給食用精米助成金（錦町）：各学校は、給食用の米を町内で購入することとしており、財団法人山口県学校給食会から購入する場合の単価との差額を各学校に助成している。									
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容			
市町村により補助団体の組織が異なる。 それぞれの補助金に地域性がある。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()						

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会教育・文化財関係補助金(団体等補助金)	部会名	教育
-------	-----------------------	-----	----

各自治体の現況

[平成14年度実績] 《団体等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
子ども会(連合会、育成連絡協議会)補助金	540 千円	200 千円	200 千円	221 千円	150 千円	285 千円	250 千円	960 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
PTA(連合会)補助金	240 千円	150 千円	150 千円	105 千円	100 千円	85 千円	250 千円	495 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
青少年(健全)育成市町村民会議補助金	528 千円	200 千円	0 千円	313 千円	100 千円	45 千円	162 千円	0 千円	4 組織統合の働きかけを行うとともに、新市に移行後、速やかに調整する。
連合青年団(青年クラブ)補助金	—	—	—	30 千円	—	—	0 千円	—	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
(連合)婦人会補助金	304 千円	700 千円	450 千円	462 千円	500 千円	446 千円	900 千円	720 千円	5 組織統合の働きかけを行うとともに、これまでの各地域での取り組みの経緯に配慮しながら、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
女性団体連絡協議会補助金	0 千円	0 千円	0 千円	37 千円	0 千円	0 千円	81 千円	—	5 組織統合の働きかけを行うとともに、加盟団体の動向を注視しながら、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
(芸能)文化協会補助金(連合体組織のもの)	1,080 千円	各種団体助成金 1,750 千円 文化振興助成金 1,260 千円	—	—	200 千円	—	765 千円	—	5 組織統合の働きかけを行うとともに、加盟団体の動向を注視しながら、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
その他の社会教育・文化財関係団体補助金	岩国歴史美術館補助金 797 千円	ゆう銭壺太鼓保存会助成金 150 千円	らんかん太鼓振興会補助金 200 千円 本谷神楽保存会補助金 400 千円 公民館活動団体補助金 1,221 千円	周東町文化協会補助金 183 千円 生涯学習推進協議会補助金 243 千円 北方古墳保存会補助金 7 千円 柱松行事保存会補助金 41 千円	向峠・上沼田神楽保存会補助金200千円 児童教育交流推進協議会補助金 700 千円	国指定文化財保存団体補助金 50 千円 町指定文化財保存団体補助金 20 千円 民俗文化財保存団体補助金 183 千円	ふるさとづくり活動推進助成金 2,500 千円 ふるさとづくり推進協議会助成金 122 千円	玖珂町文化協会補助金 2,250 千円 玖珂太鼓保存会補助金 135 千円 谷津神楽保存会補助金 135 千円 いきりこ保存会補助金 225 千円 盆踊保存会補助金 630 千円 郷土カルタ保存会補助金 63 千円 公民館活動団体補助金 648 千円	5 それぞれの地域の実情を尊重しながら、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。

※ 周東町文化協会及び玖珂町文化協会は会員制の組織である。

事務事業等比較検討票

事務事業名	社会教育・文化財関係補助金(事業等補助金)	部会名	教育
-------	-----------------------	-----	----

各 自 治 体 の 現 況									
《事業等に対する助成》									
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
社会教育・文化財関係事業等に関する補助金	文化振興事業補助金 450 千円 市民文化講座補助金 640 千円 大学開放講座開設補助金 3,600 千円	町指定文化財保護助成金 226 千円 家庭教育学級補助金 100 千円 少年ふれあい事業補助金 420 千円	本谷地区文化運営委員会補助金 190 千円	極楽寺防災設備保守点検業務補助金 53 千円 まちづくりフェスタ補助金 243 千円 地域振興活動補助金 500 千円	自然体験学習補助金 100 千円 錦町小学校振興助成金 586 千円	－	イベント開催助成金 60 千円	こどもの館ホール運営協議会補助金 3,533 千円	5 それぞれの地域の実情を尊重しながら、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	スポーツ関係補助金(団体等補助金)	部会名	教育
-------	-------------------	-----	----

各自治体の現況

[平成 14 年度実績]
《団体等に対する助成》

1 市町村体育協会等に対する運営補助金

区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
補助団体名	岩国市体育協会	ゆうスポーツクラブ	本郷村体育協会	周東町体育協会	錦町体育協会	美川町体育協会	美和町体育協会	玖珂町体育協会	4 新市に移行後、速やかに調整する。
加盟団体数	32 団体	27 団体 (スポーツクラブ全体では 39 団体)	8 団体	21 団体	22 団体	12 団体	17 団体	18 団体	
会員数	16,938 人	1,319 人 (スポーツクラブ全体では 1,652 人)	181 人	—	396 人	280 人	456 人	631 人	
補助額	981 千円	500 千円	41 千円	117 千円	301 千円	94 千円	155 千円	146 千円	

2 スポーツ少年団等に対する運営補助金

区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
補助団体名	岩国市スポーツ少年団	ゆうスポーツクラブ	本郷村スポーツ少年団	周東町スポーツ少年団	錦町スポーツ少年団	美川町スポーツ少年団	美和町スポーツ少年団	玖珂町スポーツ少年団	4 新市に移行後、速やかに調整する。
加盟団体数	42 団体	12 団体 (スポーツクラブ全体では 39 団体)	2 団体	8 団体	3 団体	1 団体	5 団体	8 団体	
団員数	1,108 人	333 人 (スポーツクラブ全体では 1,652 人)	44 人	184 人	148 人	15 人	72 人	225 人	
補助額	180 千円	200 千円	360 千円	225 千円	200 千円	57 千円	150 千円	720 千円	

3 その他の体育協会加盟団体等に対する補助金

岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
体育協会加盟 32 団体 756 千円	専門部助成金 910 千円 中学校助成金 200 千円	加盟団体補助金等 700 千円	21 団体 687 千円	専門部補助金等 677 千円	スポーツ振興補助金等 351 千円	各種団体補助金 700 千円	18 団体 2,104 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。 ただし、それぞれの団体の開催している各種大会等については、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。

4 郡体育協会に対する負担金

岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
—	玖珂郡体育協会負担金 525 千円	玖珂郡体育協会負担金 184 千円	玖珂郡体育協会負担金 625 千円	玖珂郡体育協会負担金 301 千円	玖珂郡体育協会負担金 227 千円	玖珂郡体育協会負担金 356 千円	玖珂郡体育協会負担金 553 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	スポーツ関係補助金(事業等補助金)	部会名	教育
-------	-------------------	-----	----

各自治体の現況

《事業等に対する助成》								
1 大会の開催に対する補助金								
岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
岩日駅伝競走大会補助金 450 千円 中国・県体育大会引受補助金 480 千円 岩国民踊まつり補助金 80 千円 岩日駅伝競走大会補助金(体協) 63 千円	岩日駅伝競走大会負担金 65 千円 各種スポーツ大会等開催助成金 1,150 千円	岩日駅伝競走大会負担金 65 千円 ローラースキー大会補助金 200 千円 羅漢山クロスカントリー大会補助金 130 千円	岩日駅伝競走大会負担金 65 千円 周東中山湖健康マラソン大会補助金 219 千円 玖西駅伝競走大会補助金 100 千円 町体育大会運営費(町体育協会への補助金) 154 千円	岩日駅伝競走大会分担金 170 千円 羅漢山クロスカントリー大会補助金 376 千円 錦町少年剣道大会補助金 180 千円	岩日駅伝競走大会補助金 105 千円 ゲートボール大会運営補助金 104 千円 町体協スポーツ大会・教室補助金 459 千円	岩日駅伝負担金 65 千円 山口県ジュニア体操競技大会補助金 45 千円	岩日駅伝負担金 65 千円 玖西駅伝負担金 100 千円 桜づつみロードレース運営費 350 千円 (平成 15 年度から補助金) 各種スポーツ教室補助金 27 千円	5 新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。
2 大会への出場に対する補助金								
岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
全国高校総合体育大会出場補助金 288 千円 全国高校選抜体育大会出場補助金 108 千円 全国大会選手派遣費補助金 454 千円 国民体育大会出場補助金 180 千円 山口県体育大会選手派遣費補助金 600 千円	全国大会出場助成金 100 千円	全国大会出場補助金 40 千円 山口県大会出場補助金(激励費) 10 千円 岩日駅伝競走大会補助金(激励費) 10 千円	全国大会出場等支援金 216 千円 県体育大会激励費 104 千円 郡体育大会派遣費 342 千円	全国大会出場補助金 183 千円 山口県体育大会補助金(激励費) 11 千円 玖珂郡体育大会補助金(激励費) 273 千円 岩日駅伝出場補助金 150 千円	玖珂郡体育大会選手強化・参加費補助金 214 千円 岩日駅伝競走大会選手強化参加費補助金 15 千円	玖珂郡体育大会選手強化費補助金 280 千円 激励金(文化関係行事を含む) 140 千円	全国大会出場補助金 20 千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
・団体については、市町村によって形態が異なっている。 ・ゆうスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)は、平成 15 年 12 月に NPO 法人化している。 ・補助金の額及び種類がそれぞれ異なっている。 ・教育委員会から直接補助しているものや市町村体育協会を通して補助しているものなど、各市町村によって取扱いが異なっている。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			スポーツ推進団体の組織については、新市に移行後、速やかに、地域性を考慮しながら、統一を図るよう働きかける。 補助金については、新市に移行後、団体の統一の動きを注視しながら、可能な限り速やかに調整する。 ただし、それぞれの団体の開催している各種大会等については、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	水道関係補助金	部会名	水道
-------	---------	-----	----

各自治体の現況

簡易ポンプ購入費補助金(玖珂町)

対 象 者	町内に住所を有する者のうち水道料金が賦課されている者で、簡易ポンプを購入し、当該簡易ポンプを用いて浴槽の残り湯を洗濯用水等に活用する者。	
補 助 金 の 額	購入に要する経費の2分の1以内。(ただし、100円未満切り捨て、2,000円を限度とする。)	
平成14年度実績	件 数	15 件
	補助額	23 千円
平成15年度実績	件 数	3 件
	補助額	4 千円

問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
玖珂町では、地下水を水源としているため、1箇所からの多量汲み上げによる被害を極力抑えるため、地元対応として、より積極的な節水対策が望まれていた。 しかし、周東町からの分水により、現在では多量汲み上げはかなり緩和されている。 また、経営面では、給水収益の鈍化を招く恐れがあるため、事業継続については充分検討する必要がある。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (◎) 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他 ()	合併時に廃止する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	財団等関係補助金			部 会 名	—			
各 自 治 体 の 現 況								
[平成15年度決算見込み]								
区 分	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町
財団法人 岩国市施設管理公社補助金	財団法人 岩国市施設管理公社 33,069千円	—	—	—	—	—	—	—
財団法人 周東町勤労者福祉財団補助金	—	—	—	財団法人 周東町勤労者福祉財団 31,611千円	—	—	—	—
岩国柱島海運株式会社補助金	岩国柱島海運株式会社 998千円	—	—	—	—	—	—	—
株式会社 周東町農業開発センター負担金	—	—	—	株式会社 周東町農業開発センター 2,583千円(負担金)	—	—	—	—
社団法人 みどりの玖珂町振興公社会費	—	—	—	—	—	—	—	社団法人 みどりの玖珂町振興公社 2,800千円(年会費)
株式会社 錦グリーンライン補助金	—	—	—	—	株式会社 錦グリーンライン 12,094千円	—	—	—
錦川鉄道株式会社補助金	(錦川鉄道対策連絡協議会から、国庫補助事業実施のため、関係5市町村負担分として5,020千円支出)	—	(再掲) (錦川鉄道対策連絡協議会から、国庫補助事業実施のため関係5市町村負担分として5,020千円支出)	—	(再掲) (錦川鉄道対策連絡協議会から、国庫補助事業実施のため、関係5市町村負担分として5,020千円支出)	(再掲) (錦川鉄道対策連絡協議会から、国庫補助事業実施のため、関係5市町村負担分として5,020千円支出)	(再掲) (錦川鉄道対策連絡協議会から、国庫補助事業実施のため、関係5市町村負担分として5,020千円支出)	—
問 題 点 ・ 課 題 点			調 整 方 針			具 体 的 調 整 内 容		
補助金の支出状況に違いがある。			() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 ()市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 (◎) 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他()			当面、現行のとおりとし、随時調整する。		

事務事業等比較検討票

事務事業名	水道料金	部会名	水道
-------	------	-----	----

各 自 治 体 の 現 況			問 題 点 ・ 課 題 点																																																																										
岩 国 市			由 宇 町																																																																										
1 料金の額 料金は、次の表により算定して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 一般用(1か月につき)			1 料金の額 料金は、次の表により算定して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 1か月につき																																																																										
<table><tr><th>メーター口径</th><th>基本料金</th><th>超過料金(1㎡につき)</th></tr><tr><td>13mm</td><td>8㎡まで 440円</td><td>9㎡～20㎡ 65円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>8㎡まで 510円</td><td>21㎡～30㎡ 85円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>8㎡まで 630円</td><td>31㎡～50㎡ 120円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>8㎡まで 720円</td><td>51㎡～100㎡ 150円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>101㎡～500㎡ 190円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>501㎡以上 210円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>6,000円</td><td>0㎡～20㎡ 65円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>9,000円</td><td>21㎡～30㎡ 85円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>23,000円</td><td>31㎡～50㎡ 120円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>39,000円</td><td>51㎡～100㎡ 150円</td></tr><tr><td>150mm</td><td>86,000円</td><td>101㎡～500㎡ 190円</td></tr><tr><td>200mm</td><td>124,000円</td><td>501㎡～10,000㎡ 210円</td></tr><tr><td>250mm</td><td>223,000円</td><td>10,001㎡～15,000㎡ 240円</td></tr><tr><td>300mm</td><td>359,000円</td><td>15,001㎡～20,000㎡ 270円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>20,001㎡以上 300円</td></tr></table>			メーター口径	基本料金	超過料金(1㎡につき)	13mm	8㎡まで 440円	9㎡～20㎡ 65円	20mm	8㎡まで 510円	21㎡～30㎡ 85円	25mm	8㎡まで 630円	31㎡～50㎡ 120円	30mm	8㎡まで 720円	51㎡～100㎡ 150円			101㎡～500㎡ 190円			501㎡以上 210円	40mm	6,000円	0㎡～20㎡ 65円	50mm	9,000円	21㎡～30㎡ 85円	75mm	23,000円	31㎡～50㎡ 120円	100mm	39,000円	51㎡～100㎡ 150円	150mm	86,000円	101㎡～500㎡ 190円	200mm	124,000円	501㎡～10,000㎡ 210円	250mm	223,000円	10,001㎡～15,000㎡ 240円	300mm	359,000円	15,001㎡～20,000㎡ 270円			20,001㎡以上 300円	<table><tr><th>メーター口径</th><th>基本料金</th><th>超過料金(1㎡につき)</th></tr><tr><td>13mm</td><td>10㎡まで 750円</td><td rowspan="4">90円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>10㎡まで 1,050円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>10㎡まで 1,300円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>2,800円</td><td rowspan="4">90円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>私設消火栓</td><td>10分間 900円</td><td></td></tr></table>			メーター口径	基本料金	超過料金(1㎡につき)	13mm	10㎡まで 750円	90円	20mm	10㎡まで 1,050円	25mm	10㎡まで 1,300円	30mm	1,700円	40mm	2,800円	90円	50mm	6,000円	75mm	11,000円	100mm	17,000円	私設消火栓	10分間 900円	
メーター口径	基本料金	超過料金(1㎡につき)																																																																											
13mm	8㎡まで 440円	9㎡～20㎡ 65円																																																																											
20mm	8㎡まで 510円	21㎡～30㎡ 85円																																																																											
25mm	8㎡まで 630円	31㎡～50㎡ 120円																																																																											
30mm	8㎡まで 720円	51㎡～100㎡ 150円																																																																											
		101㎡～500㎡ 190円																																																																											
		501㎡以上 210円																																																																											
40mm	6,000円	0㎡～20㎡ 65円																																																																											
50mm	9,000円	21㎡～30㎡ 85円																																																																											
75mm	23,000円	31㎡～50㎡ 120円																																																																											
100mm	39,000円	51㎡～100㎡ 150円																																																																											
150mm	86,000円	101㎡～500㎡ 190円																																																																											
200mm	124,000円	501㎡～10,000㎡ 210円																																																																											
250mm	223,000円	10,001㎡～15,000㎡ 240円																																																																											
300mm	359,000円	15,001㎡～20,000㎡ 270円																																																																											
		20,001㎡以上 300円																																																																											
メーター口径	基本料金	超過料金(1㎡につき)																																																																											
13mm	10㎡まで 750円	90円																																																																											
20mm	10㎡まで 1,050円																																																																												
25mm	10㎡まで 1,300円																																																																												
30mm	1,700円																																																																												
40mm	2,800円	90円																																																																											
50mm	6,000円																																																																												
75mm	11,000円																																																																												
100mm	17,000円																																																																												
私設消火栓	10分間 900円																																																																												
<table><tr><th>用途</th><th>基本料金</th><th>超過料金(1㎡につき)</th></tr><tr><td>公衆浴場用</td><td>100㎡まで 7,400円</td><td>100㎡を超えるもの 60円</td></tr><tr><td>臨時用</td><td>720円</td><td>210円</td></tr></table> 備考 1 一般用とは、公衆浴場用又は臨時用以外に使用するもの 2 公衆浴場用とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に基づく公衆浴場に使用するもの 3 臨時用とは、工事その他一時的に使用するもの [計算例] 1か月に20㎡使用の場合(20mm管) 基本料金 510円 超過料金(12㎡×65円) 780円 1,290円×1.05＝1,354円 [平成15年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>1,511,240千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1,390,563千円</td></tr></table>			用途	基本料金	超過料金(1㎡につき)	公衆浴場用	100㎡まで 7,400円	100㎡を超えるもの 60円	臨時用	720円	210円	調定額	1,511,240千円	収入済額	1,390,563千円	 																																																													
用途	基本料金	超過料金(1㎡につき)																																																																											
公衆浴場用	100㎡まで 7,400円	100㎡を超えるもの 60円																																																																											
臨時用	720円	210円																																																																											
調定額	1,511,240千円																																																																												
収入済額	1,390,563千円																																																																												

事務事業等比較検討票

事務事業名	水道加入金	部会名	水道
-------	-------	-----	----

各 自 治 体 の 現 況			問 題 点 ・ 課 題 点																																																						
岩 国 市	由 宇 町	玖 珂 町	加入金は、経営方針、経営実態、他市の状況等を勘案して定められている。																																																						
給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加入金として納入しなければならない。この場合においてメーターの口径を増径する者が納付する加入金額は、新口径に係る加入金額と旧口径に係る加入金額との差額に100分の105を乗じて得た額とする。	給水装置を新設し、又はメーター器の口径を増径する者から、次の表に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、メーター器の口径を増径する場合の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額(100分の105を乗じて得た額)とする。	給水装置を新設し、又はメーター器の口径を増径する者から、次の表に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、メーター器の口径を増径する場合の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額(100分の105を乗じて得た額)とする。																																																							
<table><tr><th>メーターの口径 (mm)</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>50,000</td></tr><tr><td>20</td><td>90,000</td></tr><tr><td>25</td><td>170,000</td></tr><tr><td>30</td><td>280,000</td></tr><tr><td>40</td><td>470,000</td></tr><tr><td>50</td><td>840,000</td></tr><tr><td>75</td><td>1,800,000</td></tr><tr><td>100 以上</td><td>管理者が別に定める額</td></tr></table>	メーターの口径 (mm)	加入金額(円)	13	50,000	20	90,000	25	170,000	30	280,000	40	470,000	50	840,000	75	1,800,000	100 以上	管理者が別に定める額	<table><tr><th>メーターの口径 (mm)</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>30,000</td></tr><tr><td>20</td><td>50,000</td></tr><tr><td>25</td><td>90,000</td></tr><tr><td>30</td><td>150,000</td></tr><tr><td>40</td><td>250,000</td></tr><tr><td>50</td><td>450,000</td></tr><tr><td>75</td><td>1,000,000</td></tr><tr><td>100</td><td>2,000,000</td></tr></table>	メーターの口径 (mm)	加入金額(円)	13	30,000	20	50,000	25	90,000	30	150,000	40	250,000	50	450,000	75	1,000,000	100	2,000,000	<table><tr><th>メーターの口径 (mm)</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>30,000</td></tr><tr><td>20</td><td>50,000</td></tr><tr><td>25</td><td>90,000</td></tr><tr><td>30</td><td>150,000</td></tr><tr><td>40</td><td>250,000</td></tr><tr><td>50</td><td>450,000</td></tr><tr><td>75</td><td>1,000,000</td></tr><tr><td>100</td><td>2,000,000</td></tr></table>	メーターの口径 (mm)	加入金額(円)	13	30,000	20	50,000	25	90,000	30	150,000	40	250,000	50	450,000	75	1,000,000	100	2,000,000	調 整 方 針
メーターの口径 (mm)	加入金額(円)																																																								
13	50,000																																																								
20	90,000																																																								
25	170,000																																																								
30	280,000																																																								
40	470,000																																																								
50	840,000																																																								
75	1,800,000																																																								
100 以上	管理者が別に定める額																																																								
メーターの口径 (mm)	加入金額(円)																																																								
13	30,000																																																								
20	50,000																																																								
25	90,000																																																								
30	150,000																																																								
40	250,000																																																								
50	450,000																																																								
75	1,000,000																																																								
100	2,000,000																																																								
メーターの口径 (mm)	加入金額(円)																																																								
13	30,000																																																								
20	50,000																																																								
25	90,000																																																								
30	150,000																																																								
40	250,000																																																								
50	450,000																																																								
75	1,000,000																																																								
100	2,000,000																																																								
[平成 15 年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>104,655 千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>104,655 千円</td></tr></table>	調定額	104,655 千円	収入済額	104,655 千円	[平成 15 年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>4,316 千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>4,316 千円</td></tr></table>	調定額	4,316 千円	収入済額	4,316 千円	[平成 15 年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>4,169 千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>4,169 千円</td></tr></table>	調定額	4,169 千円	収入済額	4,169 千円	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 (																																										
調定額	104,655 千円																																																								
収入済額	104,655 千円																																																								
調定額	4,316 千円																																																								
収入済額	4,316 千円																																																								
調定額	4,169 千円																																																								
収入済額	4,169 千円																																																								

事務事業等比較検討票

事務事業名	簡易水道料金	部会名	生活環境
-------	--------	-----	------

各自治体の現況																																																																																																																																																																																								
岩 国 市						由 宇 町																																																																																																																																																																																		
1 料金の額 料金は、次の表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 料金(1ヵ月につき) <table><tr><th>給水区分</th><th>種類</th><th>用途</th><th>基本水量</th><th>単位 (1ヵ月)</th><th>基本料金</th><th colspan="5">超過料金(m³につき)</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>8 m³～ 20 m³</th><th>20 m³～ 30 m³</th><th>30 m³～ 50 m³</th><th>50 m³～ 100m3</th><th>100m3 ～</th></tr><tr><td>端島</td><td rowspan="7">専用給水装置</td><td>一般</td><td>7m³</td><td>1</td><td>1,000 円</td><td colspan="5">170 円</td></tr><tr><td>黒島</td><td>一般</td><td>7m³</td><td>1</td><td>1,000 円</td><td colspan="5">170 円</td></tr><tr><td>柱島</td><td>一般</td><td>10 m³</td><td>1</td><td>1,100 円</td><td colspan="5">140 円</td></tr><tr><td rowspan="2">浪の浦 団地</td><td>一般</td><td>8m³</td><td>1</td><td>480 円</td><td>80 円</td><td>100 円</td><td>130 円</td><td>155 円</td><td>190 円</td></tr><tr><td>臨時</td><td>8m³</td><td>1</td><td>1,040 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>220 円</td></tr><tr><td rowspan="2">黒磯 団地</td><td>一般</td><td>8m³</td><td>1</td><td>530 円</td><td>85 円</td><td>110 円</td><td>145 円</td><td>170 円</td><td>210 円</td></tr><tr><td>臨時</td><td>8m³</td><td>1</td><td>1,060 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>240 円</td></tr><tr><td>小瀬</td><td>一般</td><td>10 m³</td><td>1</td><td>1,100 円</td><td colspan="5">130 円</td></tr><tr><td>阿品</td><td>一般</td><td>15 m³</td><td>1</td><td>2,300 円</td><td colspan="5">230 円</td></tr></table>						給水区分	種類	用途	基本水量	単位 (1ヵ月)	基本料金	超過料金(m³につき)											8 m³～ 20 m³	20 m³～ 30 m³	30 m³～ 50 m³	50 m³～ 100m3	100m3 ～	端島	専用給水装置	一般	7m³	1	1,000 円	170 円					黒島	一般	7m³	1	1,000 円	170 円					柱島	一般	10 m³	1	1,100 円	140 円					浪の浦 団地	一般	8m³	1	480 円	80 円	100 円	130 円	155 円	190 円	臨時	8m³	1	1,040 円					220 円	黒磯 団地	一般	8m³	1	530 円	85 円	110 円	145 円	170 円	210 円	臨時	8m³	1	1,060 円					240 円	小瀬	一般	10 m³	1	1,100 円	130 円					阿品	一般	15 m³	1	2,300 円	230 円					1 料金の額 料金は、次の表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 料金(1ヵ月につき) <table><tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">メーター口径 及び用途</th><th colspan="3">基本料金</th><th rowspan="2">超過料金</th></tr><tr><th>水量</th><th>計算単位</th><th>料金</th></tr><tr><td>専用</td><td>13 mm</td><td>10 m³</td><td>1ヵ月</td><td>750 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>20 mm</td><td>10 m³</td><td>1ヵ月</td><td>1,050 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>25 mm</td><td>10 m³</td><td>1ヵ月</td><td>1,300 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>30 mm</td><td></td><td>1ヵ月</td><td>1,700 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>40 mm</td><td></td><td>1ヵ月</td><td>2,800 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>50 mm</td><td></td><td>1ヵ月</td><td>6,000 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>75 mm</td><td></td><td>1ヵ月</td><td>11,000 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>100 mm</td><td></td><td>1ヵ月</td><td>17,000 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr><tr><td>私設</td><td>私設消火栓</td><td></td><td>10 分間</td><td>900 円</td><td>1m³につき 90 円</td></tr></table>					種別	メーター口径 及び用途	基本料金			超過料金	水量	計算単位	料金	専用	13 mm	10 m³	1ヵ月	750 円	1m³につき 90 円	専用	20 mm	10 m³	1ヵ月	1,050 円	1m³につき 90 円	専用	25 mm	10 m³	1ヵ月	1,300 円	1m³につき 90 円	専用	30 mm		1ヵ月	1,700 円	1m³につき 90 円	専用	40 mm		1ヵ月	2,800 円	1m³につき 90 円	専用	50 mm		1ヵ月	6,000 円	1m³につき 90 円	専用	75 mm		1ヵ月	11,000 円	1m³につき 90 円	専用	100 mm		1ヵ月	17,000 円	1m³につき 90 円	私設	私設消火栓		10 分間	900 円	1m³につき 90 円
給水区分	種類	用途	基本水量	単位 (1ヵ月)	基本料金	超過料金(m³につき)																																																																																																																																																																																		
						8 m³～ 20 m³	20 m³～ 30 m³	30 m³～ 50 m³	50 m³～ 100m3	100m3 ～																																																																																																																																																																														
端島	専用給水装置	一般	7m³	1	1,000 円	170 円																																																																																																																																																																																		
黒島		一般	7m³	1	1,000 円	170 円																																																																																																																																																																																		
柱島		一般	10 m³	1	1,100 円	140 円																																																																																																																																																																																		
浪の浦 団地		一般	8m³	1	480 円	80 円	100 円	130 円	155 円	190 円																																																																																																																																																																														
		臨時	8m³	1	1,040 円					220 円																																																																																																																																																																														
黒磯 団地		一般	8m³	1	530 円	85 円	110 円	145 円	170 円	210 円																																																																																																																																																																														
		臨時	8m³	1	1,060 円					240 円																																																																																																																																																																														
小瀬	一般	10 m³	1	1,100 円	130 円																																																																																																																																																																																			
阿品	一般	15 m³	1	2,300 円	230 円																																																																																																																																																																																			
種別	メーター口径 及び用途	基本料金			超過料金																																																																																																																																																																																			
		水量	計算単位	料金																																																																																																																																																																																				
専用	13 mm	10 m³	1ヵ月	750 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	20 mm	10 m³	1ヵ月	1,050 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	25 mm	10 m³	1ヵ月	1,300 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	30 mm		1ヵ月	1,700 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	40 mm		1ヵ月	2,800 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	50 mm		1ヵ月	6,000 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	75 mm		1ヵ月	11,000 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
専用	100 mm		1ヵ月	17,000 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
私設	私設消火栓		10 分間	900 円	1m³につき 90 円																																																																																																																																																																																			
1 一般用とは、臨時用以外に使用するもの 2 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するもの [計算例] 1ヵ月に 20 m³使用の場合(20 mm管) 【端島、黒島】 基本料金(1,000 円)+超過料金(13 m³×170 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝3,528 円 【柱島】 基本料金(1,100 円)+超過料金(10 m³×140 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝2,782 円 【浪の浦団地】 基本料金(480 円)+超過料金(12 m³× 80 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝1,669 円 【黒磯団地】 基本料金(530 円)+超過料金(12 m³× 85 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝1,785 円 【小瀬】 基本料金(1,100 円)+超過料金(10 m³×130 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝2,677 円 【阿品】 基本料金(2,300 円)+超過料金(5 m³×230 円)+メーター使用料(150 円)×1.05＝3,780 円 [平成14年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>53,722 千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>53,246 千円</td></tr><tr><td>一般会計繰入金</td><td>18,306 千円</td></tr></table>						調定額	53,722 千円	収入済額	53,246 千円	一般会計繰入金	18,306 千円	[計算例] 1ヵ月に 20 m³使用の場合(20 mm管) 基本料金(1,050 円)+超過料金(10 m³×90 円)×1.05＝2,047⇒2,040 円 [平成14年度の状況] <table><tr><td>調定額</td><td>4,196 千円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>4,196 千円</td></tr><tr><td>一般会計繰入金</td><td>15,766 千円</td></tr></table>					調定額	4,196 千円	収入済額	4,196 千円	一般会計繰入金	15,766 千円																																																																																																																																																																		
調定額	53,722 千円																																																																																																																																																																																							
収入済額	53,246 千円																																																																																																																																																																																							
一般会計繰入金	18,306 千円																																																																																																																																																																																							
調定額	4,196 千円																																																																																																																																																																																							
収入済額	4,196 千円																																																																																																																																																																																							
一般会計繰入金	15,766 千円																																																																																																																																																																																							
2 メーター使用料 メーター使用料(1ヵ月につき) <table><tr><th>口径(mm)</th><th>金額(円)</th><th>口径(mm)</th><th>金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>80</td><td>40</td><td>400</td></tr><tr><td>20</td><td>150</td><td>50</td><td>1, 300</td></tr><tr><td>25</td><td>170</td><td>75</td><td>1, 800</td></tr><tr><td>30</td><td>240</td><td>100</td><td>2, 200</td></tr></table>						口径(mm)	金額(円)	口径(mm)	金額(円)	13	80	40	400	20	150	50	1, 300	25	170	75	1, 800	30	240	100	2, 200	2 メーター使用料 無し																																																																																																																																																														
口径(mm)	金額(円)	口径(mm)	金額(円)																																																																																																																																																																																					
13	80	40	400																																																																																																																																																																																					
20	150	50	1, 300																																																																																																																																																																																					
25	170	75	1, 800																																																																																																																																																																																					
30	240	100	2, 200																																																																																																																																																																																					
3 料金の徴収 2ヵ月に1回						3 料金の徴収 2ヵ月に1回																																																																																																																																																																																		

事務事業等比較検討票

事務事業名 簡易水道料金

部 会 名 生活環境

各 自 治 体 の 現 況

本 郷 村

1 料金の額

料金は、次のとおりとする。

料金(1カ月につき)

給水 区域	種類	種類	基本料金			超過料金 (1㎡につき)	
			水量	単位	料金	10 ㎡ ～ 50 ㎡	50 ㎡ ～
波野中 本 郷 波野原	専用給 水装置	家事用 営業用	10㎡ まで	1 ヲ月	900 円	110 円	120 円
	共同給 水装置	家事 共用	10㎡ まで	1 ヲ月	900 円	110 円	120 円
臨時用			1㎡に つき	1 ヲ月	200 円		

イ 家事用とは、普通家事用として、飲料、炊事、洗濯、水浴等に使用するもの

ロ 営業用とは、家事用及び業務用のほか各種の営業に使用するもの

ハ 家事共用とは、2戸以上の共用で普通家事用として飲料、炊事、洗濯、水浴に使用するもの

ニ 臨時用とは、工事用その他臨時的に使用するもの

[計算例]

1カ月に 20 ㎡使用の場合(20 mm管)

基本料金(900 円)+超過料金(10 ㎡×110 円)+メーター使用料(120 円)=2,120 円

[平成14年度の状況]

調定額	6,757 千円
収入済額	6,400 千円
一般会計繰入金	16,704 千円

2 メーター使用料

メーター使用料(1カ月につき)

口径(mm)	金額(円)	口径(mm)	金額(円)
13	50	40	300
20	120	50	1, 400
25	120		
30	200		

3 料金の徴収

1カ月に1回

周 東 町

1 料金の額

料金の額は、次の各表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金及びメーター使用料とを合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

料金(1カ月につき)

種別	基本料金			超過料金 1 ㎡ につき
	水量(㎡)	計算単位	料金	
家事用	10	1 ヵ月	1,000 円	100 円
営業用	20	1 ヵ月	3,000 円	100 円
官公署用	20	1 ヵ月	1,000 円	100 円
準官公署用				150 円
工場用	20	1 ヵ月	3,000 円	150 円
臨時用	10	1 ヵ月	2,500 円	150 円
消防演習用	1 回五分間 単位とする	1回	2,500 円	

イ 家事用とは、一般家庭用として水道を使用する場合をいう。

ロ 営業用とは、料理、飲食、理容、美容等営業の用に水道を使用する場合をいう。

ハ 官公署用とは、国又は地方公共団体及び公共団体が運営管理する施設の用に水道を使用する場合をいう。

ニ 準官公署用とは、官公署用に当てはまらないもののうち自治会が管理する集会所に水道を使用する場合をいう。

ホ 工場用とは、物を生産又は加工する会社、工場、事務所等で、その目的のために水道を使用する場合をいう。

ヘ 臨時用とは、工事用その他臨時的に水道を使用する場合をいう。

[計算例]

1カ月に 20 ㎡使用の場合(20 mm管)

基本料金(1,000 円)+超過料金(10 ㎡×100 円)+メーター使用料(150 円)×1.05=2,257 円

[平成14年度の状況]

調定額	37,012 千円
収入済額	34,752 千円
一般会計繰入金	30,400 千円

2 メーター使用料

メーター使用料(1カ月につき)

口径(mm)	金額(円)	口径(mm)	金額(円)
13	100	40	400
20	150	50	2, 550
25	200	75	2, 850
30	250	100	3, 300

3 料金の徴収

1カ月に1回

錦 町

1 料金の額

料金は、次の表の通りとする。

料金(1カ月につき)

種別	基本料金(1ヶ月)		超過料金 (1 ㎡当たり) 10 ㎡を越えるもの (円)
	水 量 (㎡)	料 金 (円)	
一般家庭用	0～5	820	—
	6～10	1, 030	100
その他	0～10	1, 030	100

(1) 一般家庭用とは、官公署、学校、工場及び営業用以外の用水道を使用する場合をいう。

(2) 工場用とは、物を生産加工する工場、会社等でその目的のために水道を使用する場合をいう。

(3) 営業用とは、料理、飲食、娯楽場等営業の用に水道を使用する場合をいう。

[計算例]

1カ月に 20 ㎡使用の場合(20 mm管)

基本料金(1,030 円)+超過料金(10 ㎡×100 円)+メーター使用料(150 円)=2,180 円

[平成14年度の状況]

調定額	27,002 千円
収入済額	26,706 千円
一般会計繰入金	23,200 千円

2 メーター使用料

メーター使用料(1カ月につき)

口径(mm)	金額(円)	口径(mm)	金額(円)
13	100	40	360
20	150	50	1, 540
25	200	75	2, 570
30	300		

3 料金の徴収

1カ月に1回

事務事業等比較検討票

事務事業名	簡易水道料金	部 会 名	生活環境
-------	--------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況																
美 川 町					美 和 町					玖 珂 町						
1 料金の額 料金は、次の表に定める額とする。 料金(1カ月につき)					1 料金の額 料金は、1カ月につき、次の表の水道料金表により算定して得た額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 料金(1カ月につき) (メーター使用料含む)					簡易水道事業無し						
口径	種類	用途	基本料金(円)	超過料金1m³あたり(円)					区分	基本水量	基本料金	～30m³	31 ～ 50m³	51～100m³	101 ～ 500m³	501m³～
			10m³まで	11～30	31～50	51～100	101～200	200～								
13mm	専用 共用	家事 営業	1,100	120	140	160	200	250	13mm	5m³	750 円	130 円	140 円	180 円	240 円	300 円
20mm	専用 共用	家事 営業	1,200	120	140	160	200	250	20mm	10m³	1,500 円					
25mm	専用 共用	家事 営業	1,200	120	140	160	200	250	25mm	10m³	1,550 円					
30mm	専用 共用	家事 営業	1,400	120	140	160	200	250	30mm	10m³	1,650 円					
40mm	専用 共用	家事	－	120	140	160	200	250	40mm	10m³	1,750 円					
		営業	1,600						50mm	10m³	3,200 円					
50mm	専用 共用	家事	－	120	140	160	200	250	75mm	10m³	3,700 円					
		営業	2,000													
1 家事用 一般家庭用の家事用として、飲料、炊事、洗濯、水浴等に使用するもの																
2 営業用 営業又は特別の業務に使用するもの																
[計算例]																
1カ月に 20 m³使用の場合(20 mm管)																
基本料金(1,200 円)+超過料金(10 m³×120 円)=2,400 円																
[平成14年度の状況]																
調定額			15,734 千円													
収入済額			15,702 千円													
一般会計繰入金			9,500 千円													
2 メーター使用料 無し					2 メーター使用料 無し											
3 料金の徴収 1カ月に1回					3 料金の徴収 1カ月に1回											

事務事業等比較検討票

事務事業名	簡易水道料金	部会名	生活環境
-------	--------	-----	------

問題点・課題点	調整方針
各市町村とも水道料金、メーター使用料及び料金徴収に違いがある。	（ ）1 現行のまま新市に引き継ぐ。 （ ）2 （ ）市・町・村の例により調整する。 （ ）3 新たに制度等を創設する。 （ ）4 新市移行後、速やかに調整する。 （ ◎ ）5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （ ）6 廃止の方向で検討する。 （ ）7 その他
	具体的調整内容 水道料金については、それぞれが地域性を持っているため、当分の間現行のとおりとする。 ただし、メーター使用料の取扱いについては、統一する方向で調整する。

事務事業等比較検討票

事務事業名	簡易水道加入金	部 会 名	生活環境
-------	---------	-------	------

各 自 治 体 の 現 況																																																																			
岩 国 市 小瀬簡易水道及び阿品簡易水道において、給水装置を新設しようとする者は、加入金として小瀬簡易水道にあっては8万円に100分の105を乗じて得た額を、阿品簡易水道にあっては20万円に100分の105を乗じて得た額を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。 <table><tr><th>給水区分</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>小 瀬</td><td>84,000</td></tr><tr><td>阿 品</td><td>210,000</td></tr></table>	給水区分	加入金額(円)	小 瀬	84,000	阿 品	210,000	由 宇 町 給水装置を新設し、又はメーター器の口径を増径する者から、次の表に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、メーター器の口径を増径する場合の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額(100分の105を乗じて得た額)とする。 <table><tr><th>メーターの口径(mm)</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>30,000</td></tr><tr><td>20</td><td>50,000</td></tr><tr><td>25</td><td>90,000</td></tr><tr><td>30</td><td>150,000</td></tr><tr><td>40</td><td>250,000</td></tr><tr><td>50</td><td>450,000</td></tr><tr><td>75</td><td>1,000,000</td></tr><tr><td>100</td><td>2,000,000</td></tr></table>	メーターの口径(mm)	加入金額(円)	13	30,000	20	50,000	25	90,000	30	150,000	40	250,000	50	450,000	75	1,000,000	100	2,000,000	本 郷 村 分担金は、給水装置の新設申込者(家屋の移転又は転居等のため再び給水装置の申込みをする者を除く。)から徴収する。 <table><tr><th>給水区域</th><th>分担金額(円)</th></tr><tr><td>波野中</td><td>50,000</td></tr><tr><td>本 郷</td><td>50,000</td></tr><tr><td>波野原</td><td>50,000</td></tr></table>	給水区域	分担金額(円)	波野中	50,000	本 郷	50,000	波野原	50,000	周 東 町 分担金は、当該事業を実施する地域内の受益者(世帯主及び事業主)に賦課徴収する。 <table><tr><th>メーターの口径(mm)</th><th>分担金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>31,500</td></tr><tr><td>20</td><td>52,500</td></tr><tr><td>25</td><td>105,000</td></tr><tr><td>30</td><td>157,000</td></tr><tr><td>40</td><td>262,500</td></tr><tr><td>50</td><td>472,500</td></tr><tr><td>75</td><td>1,050,000</td></tr><tr><td>100</td><td>2,100,000</td></tr></table>	メーターの口径(mm)	分担金額(円)	13	31,500	20	52,500	25	105,000	30	157,000	40	262,500	50	472,500	75	1,050,000	100	2,100,000														
給水区分	加入金額(円)																																																																		
小 瀬	84,000																																																																		
阿 品	210,000																																																																		
メーターの口径(mm)	加入金額(円)																																																																		
13	30,000																																																																		
20	50,000																																																																		
25	90,000																																																																		
30	150,000																																																																		
40	250,000																																																																		
50	450,000																																																																		
75	1,000,000																																																																		
100	2,000,000																																																																		
給水区域	分担金額(円)																																																																		
波野中	50,000																																																																		
本 郷	50,000																																																																		
波野原	50,000																																																																		
メーターの口径(mm)	分担金額(円)																																																																		
13	31,500																																																																		
20	52,500																																																																		
25	105,000																																																																		
30	157,000																																																																		
40	262,500																																																																		
50	472,500																																																																		
75	1,050,000																																																																		
100	2,100,000																																																																		
(簡易水道加入金(分担金)の平成14年度調定額・収入済額) <table><tr><td>岩国市</td><td>調 定 額</td><td>294千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>294千円</td></tr><tr><td>由宇町</td><td>調定額</td><td>53千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>53千円</td></tr><tr><td>本郷村</td><td>調定 額</td><td>900千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>750千円</td></tr><tr><td>周東町</td><td>調 定 額</td><td>1,134千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>1,134千円</td></tr><tr><td>美川町</td><td>調 定 額</td><td>210千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>210千円</td></tr><tr><td>美和町</td><td>調 定 額</td><td>1,439千円</td></tr><tr><td></td><td>収入済額</td><td>1,439千円</td></tr></table> ※ 玖珂町は簡易水道事業無し。	岩国市	調 定 額	294千円		収入済額	294千円	由宇町	調定額	53千円		収入済額	53千円	本郷村	調定 額	900千円		収入済額	750千円	周東町	調 定 額	1,134千円		収入済額	1,134千円	美川町	調 定 額	210千円		収入済額	210千円	美和町	調 定 額	1,439千円		収入済額	1,439千円	錦 町 加入金無し	美 川 町 新設工事における分担金の額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>メーターの口径(mm)</th><th>分担金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>35,000</td></tr><tr><td>20</td><td>70,000</td></tr><tr><td>25</td><td>100,000</td></tr><tr><td>30</td><td>150,000</td></tr><tr><td>40</td><td>町長が定める額</td></tr></table>	メーターの口径(mm)	分担金額(円)	13	35,000	20	70,000	25	100,000	30	150,000	40	町長が定める額	美 和 町 給水装置の新設又は量水器口径増設の申込者で給水装置工事の施工が受諾された者は、次の各号に定める額に100分の105を乗じて得た額の水道加入負担金を負担しなければならない。ただし、水道加入負担金は、工事等による一時的な水道の給水であると認めた場合は、この限りでない。新設工事の場合は、量水器の口径に応じ次に掲げる額 <table><tr><th>メーターの口径(mm)</th><th>加入金額(円)</th></tr><tr><td>13</td><td>100,000</td></tr><tr><td>20</td><td>200,000</td></tr><tr><td>25</td><td>230,000</td></tr><tr><td>30</td><td>400,000</td></tr><tr><td>40</td><td>600,000</td></tr><tr><td>50</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>75</td><td>4,000,000</td></tr></table>	メーターの口径(mm)	加入金額(円)	13	100,000	20	200,000	25	230,000	30	400,000	40	600,000	50	2,000,000	75	4,000,000
岩国市	調 定 額	294千円																																																																	
	収入済額	294千円																																																																	
由宇町	調定額	53千円																																																																	
	収入済額	53千円																																																																	
本郷村	調定 額	900千円																																																																	
	収入済額	750千円																																																																	
周東町	調 定 額	1,134千円																																																																	
	収入済額	1,134千円																																																																	
美川町	調 定 額	210千円																																																																	
	収入済額	210千円																																																																	
美和町	調 定 額	1,439千円																																																																	
	収入済額	1,439千円																																																																	
メーターの口径(mm)	分担金額(円)																																																																		
13	35,000																																																																		
20	70,000																																																																		
25	100,000																																																																		
30	150,000																																																																		
40	町長が定める額																																																																		
メーターの口径(mm)	加入金額(円)																																																																		
13	100,000																																																																		
20	200,000																																																																		
25	230,000																																																																		
30	400,000																																																																		
40	600,000																																																																		
50	2,000,000																																																																		
75	4,000,000																																																																		
問 題 点 ・ 課 題 点	調 整 方 針		具 体 的 調 整 内 容																																																																
市町村によって、加入金(分担金)の賦課方法に違いがある。また、加入金を徴収しない自治体もある。	() 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 () 市・町・村の例により調整する。 () 3 新たに制度等を創設する。 () 4 新市移行後、速やかに調整する。 (◎) 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 廃止の方向で検討する。 () 7 その他		加入金(分担金)については、当分の間現行のとおりとする。																																																																